

令和 6 年第 3 回定例会

(第 2 日)

令和 6 年 9 月 6 日

令和6年第3回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号） 令和6年9月6日（金）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 水 木 悟 志
2番 葛 西 厚 平
3番 小 野 誠
4番 北 山 弘 光
5番 葛 西 勇 人
6番 山 谷 洋 朗
7番 中 畑 一二美
8番 石 田 昭 弘
9番 石 田 隆 芳
10番 工 藤 秀 一
11番 福 士 稔
12番 佐 藤 保
13番 原 田 淳
14番 桑 田 公 憲
15番 齋 藤 剛
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 謙 二
財 政 部 長	對 馬 一 俊
市民生活部長	小 野 生 子
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	田 中 純

建 設 部 長	中 江 貴 之
教育委員会事務局長	一 戸 昭 彦
平川診療所事務長	齋 藤 恒 一
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	中 畑 高 稔
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
監査委員事務局長	小田桐 功 幸

○出席事務局職員

事 務 局 長	今 井 匡 己
総務議事係長	柴 田 真 紀
主 事	佐 藤 日向子

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

農業委員会会長より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本定例会における一般質問者は10名であります。通告された全議員が一問一答方式を選択しております。質疑応答の時間は1時間以内とします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の皆様に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。また、特別職を除いた理事者は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いします。

本日は、一般質問通告一覧表の第1席から第4席までを予定しております。

なお、第3席、福士 稔議員より、一般質問に関する資料について事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第1席、2番、葛西厚平議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西厚平議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員の一般質問を許可します。

○2番（葛西厚平議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第1席、議席番号2番、美しいふるさと平川を思う美郷会の葛西厚平でございます。

今回、第1席を頂きました。大きいねふたは後からという言葉がありますが、先に出てくる小さい前ねふたでも、平川を思う気持ちは一緒ということで、議員2年目になりましたので、これからも頑張ってまいりたいと思います。

まず、8月末に日本に接近し、上陸し、長期間にわたり迷走した台風10号により被害を受けられた地域の方々には、心からお見舞い申し上げます。9月1日に防災の日を迎えたわけですが、温暖化の影響なのか、災害は常に想定を超えてやってくるようになりました。

また、南海トラフ地震臨時情報が出されるなど、災害への備えが必要とされています。市民の皆様におかれましても、常日頃から災害への備えをしていただきたいと思います。

当初、今年の夏は去年を上回る猛暑が予想されていきました。全国的には昨年を超える猛暑になりました。青森県内においては8月5日、6日に5つの観測地点で最高気温が35度以上の猛暑日となりましたが、依然、厳しい暑さは続いているものの、去年に比べて猛暑日が少なく経過しました。

そのせいか、水稻の作況指数は青森県は全国で唯一、最高評価の良でした。東北農政局青森県拠点の担当者は、穂が育つ7月上旬の平均気温が他の地域に比べて高く、自然災害が少なかったためと、順調に生育している理由を説明いたしました。

りんごについても昨年のような日焼け果が少なく、生育も主力のふじで平年より9日から10日早く推移しております。このまま、順調に収穫の秋を迎えられることを願うばかりです。

平川ねぶたまつり、あどの祭り、ひらかわフェスタも盛況に無事に終わりました。私は地域のねぶたに参加していますが、議員になって以前に比べてなかなか制作にお手伝いする機会が少なくなってきましたが、地域活性化や防災面も含めて、改めてねぶたなどコミュニティの大事さを感じました。

それでは一問一答方式にて質問させていただきます。

まず最初に、(1) 地区防災計画の作成について、質問いたします。

平川市には平川市防災計画があります。災害時、行政が取る対応について書かれています。それと同じように、町会単位の地区にも自主防災組織があるわけです。

現在、町居町会では地区防災計画の作成を進めています。これは災害時に自主防災組織が機能するために、事前にルールをつくっておき、それを住民同士が共有するための取組として進めるものです。

町居町会では、一昨年、地域防災組織を立ち上げたのに続き、今年度、町会の役員で地区防災計画をつくることになりました。役員がそのまま防災員になり、防災計画を作成するための作業部会を立ち上げ、計3回の会議を経て、町居町会自主防災計画(案)を完成させました。

また、町会の納涼祭りなどに合わせて防災資材の点検などを行いました。こういったコミュニティは防災面でも大事なと感じました。

本題に戻ります。話し合いを進める中で、災害には地震や台風、大雨など風水害などの種類があり、対応もその災害によって変わってくることが分かりました。

記憶に新しいところで言うと、おととしの8月の豪雨災害で山林や山の畑ののり面が崩れたりしましたが、民家への直接影響が少なかったことから、全体的に災害に対する危機感が薄かった印象がありました。

実際、今は災害が起こったわけでもないのですが、それでいいと思うのですが、今後、話し合いを進めて物事を決めておくことが重要かと思いました。なぜかという、災害発生直後は混乱します。少しでも混乱を防ぐためには、ある程度の話し合いが必要になってくると思います。

(1) の地区防災計画の作成ですが、災害時、自主防災組織が機能するためには、計画を立て、物事を決めておく必要があると思います。せっかく、平川市でも防災資材など補助しても、どのように使うか、誰が使うか決めておかないと、十分に効果が発揮できないと思うのです。

また、話し合いをして計画を立てることによって、公助ばかりに頼らなくても、住民同士が融通し、助け合うことができます。実際、災害が発生しているわけではないので、雑談ばかりで緊張感に欠けた会合になっても構わないと思うので、各自主防災組織に働きかけ、防災計画を作成させるべきだと思います。市の考えをお伺いいたします。

また、市内の自主防災組織の組織率と防災計画の作成している組織数を併せてお伺いいたします。

次に、（２）の平川市防災マップについてです。

おととしの豪雨災害のとき、氾濫した用水路や、そのとき崩れたのり面など、防災マップに記載されていないところが数多く存在しているのではないかと思います、市の見解をお伺いいたします。

次に、（３）です。災害時要配慮者、避難行動要支援者についてです。

災害時要配慮者、避難行動要支援者は、難しい用語であります但し災害時、自力で避難できない方のことを言うと思います。

災害が起きて、避難を支援することとなると大変困難が伴うと思われます。なぜなら自助、自分の命は自分で守るのが防災の基本で、自分がけがをしてしまったら、家族、隣人を助けてあげられないからです。

したがって自助が先で、共助が後になるからです。ほかのこのような点から災害時要配慮者、避難行動要支援者の情報は地域で共有する必要があると思いますが、個人情報保護の点から名簿は町会長、消防団分団長、民生委員が保管しています。

市の防災計画の第３章の１２節、（２）に名簿に関する事項があります。それには氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先などがあります。これは誰が見ても個人情報扱いとなるとと思いますが、支援が必要か否かの情報だけに限って言えば、個人情報に当たるのか、市のお考えをお伺いいたします。

（４）避難所の設置、運営についてです。

指定避難所には市内の小・中学校のほかに各町会にある集会所などがあります。全国的に見ても、風水害より地震などの災害は被害が広域になり、避難が長期化する傾向にあります。

災害によって被災した場合、住宅の再建、生活再建は自力で始めることが基本になります。その生活再建の第一歩となる場所であることから、避難者が自ら自主的に運営することが必要となります。

災害時には市職員も被災する可能性がある上に、人命救助、二次災害防止、被害情報の発信や集約、必要な物資や食料の確保、危険箇所への対応などに忙殺されるため、避難所への十分な数の職員が配置できなくなります。

避難所の秩序を保つため避難所生活最小限のルールが必要になり、自治会的な組織が必要になってくると思います。

各町会にある集会所が避難所になる場合は、その町会長をはじめ町会役員で対応していけばいいと思うのですが、小・中学校が避難所になる場合は学区内の複数の町会の住民が利用するため、町会を超えた話し合いも必要になってくると思います。

実際に現在、災害は発生していないわけなので、平川市の町会長研修の数ある案件の１つになって、話し合いが行われていくべきだと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

（５）平川市の企業、事業所の防災組織、計画についてです。

市内の町会には自主防災組織が設立されました。災害時、被災するのは住民だけではなくて企業も被災するわけです。市内の企業並びに事業所などの自主防災組織、計画の

作成の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） おはようございます。

葛西厚平議員御質問の地区防災計画については、総務部長及び健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、まず、自主防災組織の組織率とルールづくりを行っている組織数について、お答えいたします。

令和6年4月1日時点での世帯カバー率でお答えいたしますと、1万2,358世帯のうち1万1,817世帯がカバーされておりまして、組織率は95.6%となります。

次に、ルールづくりを行っている組織数について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり現在、町居町会では、具体的なルールづくりの取組を進めていますが、そのほかの町会では同様の取組は行われておりません。

具体的なルールづくりの働きかけについてですが、今後、町居町会のように取組を行う組織に対しましては、情報提供などサポートしながら、取組のほうを支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、平川市防災マップに令和4年8月豪雨災害時の情報を反映させるべきではとの御質問についてですが、防災マップは被害想定を掲載したものでありまして、地域で起こりうる災害の危険性と災害への備えの必要性を周知するため作成し、毎戸配布をしたものであります。

防災マップの詳細を申し上げますと、千年に一度の大雨による平川の増水や、久吉ダム・遠部ダムが緊急放流した際の洪水浸水想定区域、また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の区域指定された箇所など、国や県のデータを基に作成しております。

議員御指摘のとおり、その時々災害発生状況も反映できればよろしいのですが、防災マップは水防法や土砂災害防止法に基づいて作成しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

これまでの災害において、用水路からの氾濫やのり面の崩落など、各地区においての危険箇所があるかと思いますので、地域住民同士で情報共有を図るとともに、市へも情報提供いただき、今後起こりうる災害に対応してまいりたいというふうに思います。

次に、避難所の設置、運営についての御質問であります。議員御指摘のとおり、大規模災害時において避難所生活が1か月以上など長期化した場合には、生活のため最低限のルールづくりが必要となります。また、その場合の避難所の運営は、避難者を中心とした組織により、ルールに基づいて運営していただくことになります。

平川市避難所運営マニュアルの中でも、避難所担当職員である行政側や施設管理者、避難者の代表者など避難所運営に関わる人たちで、役割分担を決めることとしております。これまでも避難所運営に関する研修や訓練などを自主防災組織や市職員を対象に行ってまいりましたが、引き続き研修等については、充実・強化した内容のものを実施してまいります。

最後に、平川市内の企業、事業所の防災組織、計画についてであります。防災組織

の設立や事業継続計画を策定した際に、市への届出義務はございませんが、平川市企業連絡協議会の会員へアンケート調査を実施したところ、回答いただいた22社のうち、防災組織を設立しているのは7社、事業継続計画を作成しているのも7社といった状況でありました。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、避難行動要支援者名簿の御質問について、お答えいたします。

この名簿は、災害時に避難支援を必要とする方のうち、関係機関へ情報を提供することを利用目的として、これに同意していただいた方をリスト化したものです。

情報の提供先は、自主防災組織、民生委員、消防団、社会福祉協議会、平川消防署、黒石警察署となっております。

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律において「個人を識別することができるもの」と定義されており、避難行動要支援者名簿の記載内容は、議員御指摘のとおり個人情報に当たります。

御質問の支援が必要か否かに限定した情報であっても、氏名や住所等を組み合わせることで個人が特定されますので個人情報になります。

一方、自主防災組織や消防団などの情報の提供先としてあらかじめ定めた機関が、要支援者を避難させるために、組織内で個人情報を共有することは、利用目的に沿った内容でありますので、守秘義務を順守した上で、災害などの有事に備えていただきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 個人情報の点でよく理解できました。これはやはり情報を共有してスムーズな避難に役立てていきたいなと思います。

（2）の防災マップの再質問になります。

実際におとし、川が、用水路、その他が氾濫して、床下浸水の危機に当たったところもあります。やはり県と防災マップの協議した上で、そういうところを速やかに載せるっていうのは、難しい話なのか、改めて伺います。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 先ほども答弁いたしましたけども、やはりこの防災マップに関しては、地域で起こりうる災害の危険性と災害の備えの必要性を周知するため作成したものでありまして、防災法とかの中身に沿ってつくっておりますので、なかなかその地域の実情に応じたこのマップをですね、作成するとなれば物量がもうすごい厚さになってしまうので。

やはりここについては、地域のまずはその情報共有というふうな部分とですね、その危険な箇所もですね、うちほうも把握しながら、それから地域とともに対応していきたいと考えておりますので、まずはこの防災マップ、千年に一度の災害を想定したマップで浸水区域とか土砂災害区域、様々な部分を定めたものでございますので、その細部にまで把握していきますと、とても収まりきれない部分もありますので。

何回も繰り返しになりますけども、地域と情報共有しながら、市のほうでもですね、災害の遅延なきように進めるような体制を取っていききたいというふうに思います。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 実際に災害が起きたわけですから、県とまた協議して速やかに進めていってもらいたいと思います。

私なりに自主防災組織の意義を考えてみました。災害時、1人でも多くの方が自分の力と住民の力で助かるのであれば、消防や行政の負担はものすごく減ってくると思うのです。今後もそういった面から計画を修正していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

平川市産業振興に係る基本構想について、質問いたします。

平川市の産業振興に係る基本構想の資料を拝見いたしました。目指すべき将来像に掲げた平川市の強みでもある農業をベースとする地域資源を観光に結びつけ、強い地域経済を確立するという考えに同感の立場から質問させていただきます。いま取り組んでいかなければ、衰退につながってしまうのではないかと考えております。

スマート農業など持続可能な生産基盤の確保は、おかげさまで6月議会の私の一般質問の後、実現に向けて動き出しました。資料を拝見していて、産業振興に係る基本構想は、奥が深く、一度で全部質問することは不可能ですので、今回は大まかなところから質問したいと思います。

（1）冬季の観光についてですが、6次産業化は観光とセットで考える必要があり、産業として成り立つには年間を通じて稼働しなければなりません。当市は雪国ですので、まず最初に冬季の観光事業をどう考えているかお伺いします。

次に、（2）ホームページ、SNSの閲覧数についてですが、7月に行政視察で行った熊本県菊池市の取組として、関係人口づくりの取組のお話をお伺いいたしました。平川市産業基本構想にも、交流人口という表現で書かれているわけです。今後インターネット、SNSは有効な手段の1つとなってくると考えられます。現在のホームページ、SNSの閲覧数とフォロワー数を併せてお伺いいたします。

最後に、（3）の拠点整備についてですが、ねぶた展示館の整備は現在の設備を改修するのか、それとも新築か、また拠点施設（直売所）の整備の計画をお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、まず、平川市における冬季の観光について、お答えをいたします。

平川市産業振興に係る基本構想において観光分野の課題としては、観光コンテンツの発掘やブラッシュアップ、受入体制の整備など8項目を挙げておりますが、解決に向けては、議員御指摘のように、6次産業化との結びつきや観光産業の通年稼働は、大切な要素と捉えております。

御質問の冬季の観光については、当市に限らず青森県全体での大きな課題として捉えており、県が公表する月別の市町村別観光入込客数を見ても、冬季の落ち込みが顕著となっております。

当市においては、以前、冬季イベントを開催したこともありましたが、経済効果や誘客の拡大が見込めないことから終了し、現在も継続実施となっている冬季のイベントは、ひらかわイルミネーションプロムナード事業のみであります。

今年度のイルミネーションプロムナード事業については、本庁舎ピロティと中央公園

をメインとし、ピロティへ初めて台湾提灯を飾るとともに、中央公園はイルミネーションと竹キャンドルを設置する計画で準備を進めております。

また、市の観光資源が集まる猿賀公園周辺においては、観光協会が冬キャンプモニターツアーを開催するなどして、冬季の誘客促進を模索しております。

このことから、即効性のある施策の展開は難しい状況ではありますが、引き続き観光協会や商工会等と協議を重ね、雪や寒さを生かした仕掛けづくりや、けの汁など地元につながる地元食材を使った季節の伝承料理作り体験など、潜在的な資源も有効に活用しながら、コンテンツ開発や観光誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に、拠点整備の御質問にお答えをいたします。

基本構想において、食・農・観の活性化拠点については、関係者との意見交換や、市民を中心とした様々な方々から拠点整備に関する意見を聴取し、整備の検討を行うこととしております。

御質問のねふた展示館の整備についても同様に、個別の整備とするか、拠点と一体整備とするのかを含め、方向性を決定していくこととしております。

農産物等の直売所の整備については、J A津軽みらいが運営するアグリアスとの兼ね合いもあることから、J A津軽みらいをはじめとする関係機関との協議も必要であり、今後の課題として捉えております。

また、これらを含む施設の建設には多額の費用が投入されることから、市では国や県の支援の下、民間の資金力や運営方法を活用するためのサウンディング調査を実施予定であります。

前段として、無作為に抽出した市民500名と企業及び団体60社を対象に、8月9日を回答期限としたアンケート調査を実施しており、現在、集計作業を終え、サウンディングへの準備作業を進めているところであります。

このことから、改修するのか新たに整備するのかという御質問については、詳細が決まり次第、議員の皆様へ御説明させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

ホームページ、SNSの閲覧数についての御質問については、総務部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 私からは、ホームページ、SNSの閲覧数について、お答えいたします。

まず、市ホームページの閲覧数は、令和元年から令和5年までの5年平均では、年間延べ約223万3,000回となっております。なお、令和5年は、10市大祭典の効果もあり、約370万3,700回と平年より大幅な閲覧者増となりました。

また、SNSのフォロワー数は、8月21日現在でXが2,967人、インスタグラム2,269人、フェイスブック709人、LINE2,583人となっております、合計で8,528人となっております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 計画はまだこれからということで理解いたしました。（2）についてですが、なぜこのような質問をしたかという、私は平川ねふたまつりには欠か

さず、町居町会のねふたで参加しているわけです。

観客としては見てないんですが、実際私が感じるところによると、年々観客数は増加傾向にあると感じています。もはや近隣の市町村の祭りに引きを取らない集客数となったと感じています。

もっと交流人口を増やすためには、インターネット、SNSなどの上手な利用も必要になってくると思います。なので、祭りも見物している人よりも参加した人のほうがより多く発信する傾向にあると思いますので、これ今後、参加型も検討していく必要があると思いますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 議員御質問のとおり、平川ねふたまつりは山車や踊りなど、参加団体がそれぞれ趣向を凝らした演出で運行しており、動画配信サイトでは複数の映像が紹介されているほか、ねふた団体がそれぞれにSNSで情報を発信したり、多数のフォロワーを持つインフルエンサーが紹介してくださったりしております。

参加型の祭りを導入してはどうかとの御提案であります。市では今年度、ホームページやSNSなどを使い、世界一の扇ねふたの引き手を広く一般に募集したところ、8月2日が61名、3日は77名と、県内はもちろん、県外では愛知県や大阪府、遠くは熊本県からも御参加いただきました。

このほかの団体も、それぞれが各方面へ呼びかけをして、参加者を募っていると伺っておりますので、市としましては現在行っている団体への支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 分かりました。利用できるものは利用して、より効果的に事業をこれから進めていってほしいと思います。

祭りは、見る人も出る人も楽しんでやらなければ意味がないと思いますので、今後の、またさらなる観客数の増加をまた期待しまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、農業経営収入保険制度加入促進事業についてです。

まず最初に、（１）平川市の収入保険の加入状況についてですが、共済に加入することは、農業に限らず事業を営む経営者にとって責務だと考えております。同業者の話聞いても、収入保険制度が始まり、加入している農業者の経営状況は格段に安定してきたと、皆さんが口をそろえて言います。

加入促進の責任は農業共済組合側にあると思うのですが、平川市の現在の加入状況とりんご共済の加入状況を併せてお伺いします。

次に、（２）の事業の継続についてです。

平川市においてはいま現在、補助率は50%と高く、近隣の市町村と比べて市内の農業者は大変恵まれていると考えております。なのに、加入要件となっている青色申告をしていない理由で加入できない人もいます。

私も農業者の1人として若い農業者には自分の経営は自分で守らないといけないと、訴え続けてきました。

そこで質問いたしますが、近隣の市町村では補助を見直す動きも出てきました。私は昨今の円安による物価高騰や、気候変動による異常気象を踏まえると、時期早尚ではな

いかと思います。そこで事業の継続をお願いしまして、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、農業経営収入保険制度加入促進事業の継続についての御質問にお答えをいたします。

農業経営収入保険制度は、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度として、令和元年に始まりました。

市では、同年度から農業者の加入促進を図ることを目的に、保険料のうち、掛け捨て部分に対する補助を実施しています。補助率については、令和元年度の20%に始まり、令和3年度には、さらなる加入促進を図るため、30%に拡充しました。

また、令和3年に発生した米価下落を踏まえ、農家の経営安定と営農意欲の維持を図るための支援措置として、令和4年度から補助率を50%に拡充して実施しております。

補助事業の開始から6年が経過し、この間に加入者が年々増加しており、一定の成果が得られているものと認識しております。今後、本事業の継続や補助率については、近隣市町村の実施状況や農業を取り巻く経済情勢を踏まえ、判断してまいりたいと考えております。

農業経営収入保険とりんご共済の加入状況については、経済部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、農業経営収入保険とりんご共済の加入状況について、お答えいたします。

初めに、令和6年の農業経営収入保険の加入者は354人、加入率は49.6%で、前年比では21人増の3.3ポイント増となっております。

次に、りんご共済の加入者ですが257人、加入率は11.4%で、前年比では35人減の2.0ポイント減となっております。

りんご共済の加入者が減少している背景につきましては、令和元年の農業経営収入保険制度の導入以降、国や農業共済組合において、りんご共済から農業経営収入保険への移行を推奨していることが挙げられます。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 分かりました。これからの農業経営は価格下落よりも、自然災害の収量減のリスクのほうが強いと思うので、自然環境が安定しない中ですので、なるべく前向きな事業の継続をお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

集会施設について質問いたします。

先日、公民館の役員会議をしていたのですが、水道料金が高いと、館長が気づきまして、夜も遅かったのですが、施設の周りや点検口を開けてみたら、配管から水漏れが見つかりました。

その後、市役所に連絡し現在、修繕に向けて動いております。水道に限らず近年では修繕も頻繁になってきました。市内の集会所全体を見ても、同じような問題を抱えている町会もあると思います。

（1）まず最初に、市内の集会所の築年数について、お伺いいたします。

集会所は地域の集いの場、最近では学童保育など様々な役割を果たしている重要な場所です。また、災害時は防災拠点になるかもしれません。そこで質問に入ります。市内の集会所で一番古いものは築何年か、一番新しいもので何年か、お伺いいたします。

次に、（２）修繕についてです。

施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所も出てくると思われます。町居の例をとってみれば、飛鳥会館ではコミュニティの補助金や中山間事業で毎年、小規模に修繕しているのが実情です。

同じように市内の集会所も老朽化している施設も多数あると思われます。一度に多数の施設を修繕する必要に迫られないためにも、計画的にこれからも修繕していく必要があると思いますが、市の見解をお伺いします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 葛西厚平議員御質問の集会施設についての質問につきましては、建設部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 私からは、まず、集会施設の築年数について、お答えいたします。

現在、市が所有している集会施設のうち、最も古いものは昭和55年建設の切明コミュニティセンターと長田地区担い手センターとなっており、築年数が43年経過しております。

また、最も新しい集会施設は令和４年建設の築年数２年の古懸地区集会所となっているほか、今年度、葛川地区の集会所を建設しており、令和７年１月に完成予定です。

なお、市の集会施設は全部で48施設あり、建築年数が30年以上経過しているものは、21施設となっております。

次に、集会施設の修繕計画について、お答えします。

市が所有している集会施設は緊急防災・減災事業債を活用し、市の取扱要綱に基づいて改修または改築を実施しております。

改修工事につきましては、新築から30年以上経過している施設を対象として、屋根、外壁及び内装等の長寿命化を図るために実施しており、６施設の改修が完了しております。改築工事につきましては、耐震基準が見直された昭和56年５月31日以前に建設された集会施設を対象に実施し、13施設の改築が完了しております。

今後も、議員御指摘のとおり、平準化を図りながら、年２施設程度ずつ改修または改築工事を修繕計画に基づいて実施し、長寿命化を図っていきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員） 修繕計画については分かりました。今後予想されるのが、施設に限られる予算は決まっていると思うんですが、今後、物価高とか資材の高騰により、そういうところの配慮というのはどうなるのか、お伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 物価高に対する工事費の考え方ですけれども、毎年、物価高を想定した取扱要綱のほう、改定をしております。

ですので、その年度に応じた物価高を想定した改修費用をもって、今後も改修してい

くことになっておりますので、御理解願います。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 分かりました。今後、うちの町会でもまた協議した上で、また市のほうにお願いしていきたいと思います。

それでは、最後になりました。尾上分庁舎改修後の運営について、質問いたします。

今まで、尾上分庁舎の説明を受けてきましたが、いまいち理解できなかったのですが、7月に会派で行政視察した福岡県大川市のモッカランドと長崎県大村市の市民交流プラザおおむらを視察して、自分なりにイメージが出てきました。尾上分庁舎もすばらしい施設になってほしいと思います。

それでは質問に入ります。

（１）愛称はいつ、どのように決めるのかです。

市民に親しまれる施設になるために愛称を設けるのか、お伺いいたします。

質問の聞き取りで職員の方が、活気にあふれ、にぎわいのある施設になってほしいと言っておられましたので、私、仮の名前を考えてみました。活気があるということで、いきいきにぎわいプラザ尾上分庁舎（仮称）、今回の一般質問に限り仮の名前で呼びたいと思います。

（２）利用料や市外の利用者についてです。

いきいきにぎわいプラザ尾上分庁舎（仮称）は施設利用による料金徴収や市外の利用者について、市ではどのように考えているかお伺いします。

市民外の利用も想定されるわけですが、私としては、市民、市民外は枠を設けるべきではないと考えますが、併せてお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 尾上分庁舎改修後の運営についての御質問は、教育委員会事務局より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 改修後の建物の名称につきましては、図書館を中心とした施設で、子供からお年寄りまで、訪れた人々が交流できる場所となるよう平川市図書交流施設とする予定であり、令和7年9月議会へ関係する条例案を上程したいと考えております。

愛称につきましては、市内外の皆さんに末永く愛され、親しまれる施設となるよう、施設全体を総称する愛称を募集する予定です。なお、募集時期は令和7年度とし、秋頃までに施設の愛称を決定する予定です。

次に、利用料や市外の利用者について、お答えします。

利用料等につきましては、現在の生涯学習センターと1階のカフェやワークスペース、3階の貸しオフィスを貸し出す際の使用料は徴収する予定ですが、料金設定をどうするかにつきましては、ほかの市町村の例を参考としながら、今後検討してまいります。

それら以外の図書館や親子が集うエリアを利用する方からは、市内外を問わず利用料を徴収する予定はございません。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 利用料は徴収する予定はないということで、安心いたしまし

た。

それでは、再質問に入ります。

いきいきにぎわいプラザ尾上分庁舎（仮称）の基本ポリシー、いま述べられたとおり、子ども、若者、子育て世代、働く世代、シニア世代など全ての世代が気軽に利用し、共存できる場所を創り育てるとあります。

にぎわいをつくるのに大切なことは、ここに来る目的をつくることが一番大事になってくると思われます。

7月に行政視察で行った、大川市のモッカランドの例をとってみれば、子育て支援の一環として保健師、相談員を配置していました。相談に来る人が多数いて、内容としては、育児の悩み、子供の発達に関する事、障がいに関する事などで、心配りされた内容となっており、開業以来三、四年余りで利用者が10万人に到達した理由がよく分かりました。

当市においても、子育てでお悩みの方が多くいらっしゃると思います。少子化の影響で周りに子供をお持ちの方が、あまりおられないから孤立しがちなのだと思います。

当市でも保健師、相談員など配置する予定はありませんか。また、イベントなど開催が多くできたら、利用者も多く来るとは思いますが、改めて伺います。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 保健師や相談員などの配置に関する質問にお答えいたします。

改修後の尾上分庁舎2階の子育てスペースについては、未就学児を対象とし、図書や遊び場で楽しみながら、親子同士の交流を楽しんでいただく施設として計画されており、当初より行政機能を付与する予定はございませんでした。

新本庁舎建設に当たり、市の子育てに関する部署は本庁舎に集約させており、また、令和6年4月1日より、0歳から18歳までの子育て期において、庁内や関係機関と連携を図りながら一体的に支援を行うため、子育て健康課内に平川市こども家庭センターを設置しているところでございます。

これらから、改修後の尾上分庁舎での子育て相談の実施のため、保健師や相談員を配置することは現時点では想定しておりませんので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 配置する予定はないということでは説明いただきましたが、やはり施設を利用するに当たり、なぜそこに行くのか、やっぱり目的がないと、やっぱり利用者が多くならないのではないかと思います。

また、質問しても答弁は同じ答弁が返ってくるとは思われますので、今回は質問はいたしません。尾上分庁舎が改修後、またよりよい施設になることを祈念いたしまして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 2番、葛西厚平議員の一般質問は終了しました。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、12番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○12番（佐藤 保議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、2席、議席番号12番、ひらかわ市民クラブ、佐藤 保でございます。

温暖化の影響が出るのはまだ先の話で、私が生きているうちは大丈夫だろうと高をくくっておりましたが、連日の暑さ、肌を焦がすような直射日光、そして迷走する台風や線状降水帯などの異常気象がこの夏も続いております。日本は新たな段階に入った、これまでの常識にとらわれない対応が求められると専門家は発言しております。

平川市の基幹産業である農業、市民の暮らしはどうなるのかと大きな不安を感じざるを得ません。今やっておくべきことはないかとアンテナを高くしてまいりたいと思います。

それでは通告どおり、順次質問に入らせていただきます。

最初の質問は、平川市の小中一貫教育についてであります。

ひらかわ市民クラブの議員研修は、7月15日から北海道に参りました。往復を除き1日2か所のハードスケジュールで、そのこともあり、報告書は、個人の得手不得手を無視してくじ引きで決め、それをまとめたものを今議会に提出させていただきました。

私が引いたのは北海道安平町立義務教育学校早来学園であります。義務教育の理想を追求した新しい学校であり、生かじりで恐縮ですが、今回の一般質問に入れさせてもらいました。

その1になります。新たな時代の義務教育とは。

中央教育審議会による平成17年の答申、新しい時代の義務教育を創造するの中では、小中一貫校が着目され、それが平成28年4月には小中一貫の義務教育学校が制度化されました。小学校と中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を目指すことが可能になりました。

平川市教育委員会では、この小中一貫教育についてどのように捉えているのか、お知らせください。

2つ目になります。6・3制の区分見直しについてであります。

小学校6年、中学校3年の義務教育制度は、昭和22年の教育基本法と学校教育法により制定されました。平成28年に制度化された義務教育学校では、9年間の中で子供たちの発達段階に応じて効果的な教育課程が組めるよう、6・3制にとらわれず、独自の区切りを設けることが可能となっております。

これまでの6年、3年の区分見直しについて、教育委員会ではどのように考えているのか、お知らせください。

3つ目、義務教育学校の設立についてであります。

義務教育学校は、9年間を通じた教育課程の編成が可能であり、小学校と中学校の段

差となる中1ギャップの解消のほか、継続した生徒指導が行われるなど、義務教育の理想を追求した制度であります。

この義務教育学校の設立について、教育委員会の見解をお知らせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長、答弁願います。

○教育長（須々田孝聖） 佐藤 保議員の御質問のうち、まず、小中一貫教育に対する御質問にお答えします。

平成26年12月の中央教育審議会の答申によれば、小中一貫型の小学校、中学校については、義務教育を連続した9年間としてとらえて、小学校と中学校の教員が連携して指導に取り組むことが示されています。

また、長期的な視点に立ったきめ細やかな学習指導などにより、学習意欲の向上や生活リズムの改善、コミュニケーション能力の向上など、子供たちへのよい効果が期待されるほか、教科指導力や生徒指導力の向上など、教職員の意識改革にもつながる効果が期待されることなどが示されております。

この小中一貫型小学校中学校、義務教育学校という形で実践されており、平川市では、当市に合った小・中学校の連携に取り組もうと、小学校と中学校の教員が情報交換や交流を行いながら、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す小中連携教育により対応しているところであります。

次に、6・3制の区分の見直しについて、お答えいたします。

義務教育の修業年限が、小学校が6年間、中学校が3年間であることについては学校教育法に規定されており、この6・3制の区分について、小中一貫校や義務教育学校においても、その教育課程は前期6年、小学校に当たる部分6年、後期3年、中学校に当たる部分ですね、に区分されているとおり、教育課程の内容はどの小・中学校においても同一のものでなければなりません。

しかしながら、義務教育学校の場合は9年間の中で、子供たちの発達の段階を考慮して、より効果的な教育課程を編成するために、独自の学年区分を設けて指導することが可能であるということを承知しております。

義務教育学校を実施している学校の例によれば、小学校から中学校へ進学する際の段差に考慮して、小学校1年生から5年生までを一区切りに、6年生から中学校3年生までを一区切りとする5年・4年の5・4制や、子供たちの発達の段階に考慮し、小学校4年生までを一区切りに、5年生から中学校1年生まで、また一区切りに、そして中学校2年・3年を一区切りとする4・3・2制などの学年区分が見られます。

これらの取組は、継続的な学習によって教育効果が向上することや、子供たちの精神的な発達、社会性の育成に効果が期待されます。

現在、修業年限が小学校6年、中学校3年である実情から、小学校から中学校へ進学する際は、小・中学校それぞれの教員が一人一人の子供たちの状況について情報共有し、連携しながら取り組んでおります。この小学校6年間、中学校3年間の形態が問題を特に抱えた制度ではないことから、6・3制の区分の見直しについては考えてございません。

次に、義務教育学校の設立について、お答えいたします。

義務教育学校の設立が制度化されたことは、市町村の教育委員会にとっては、学校の設置方法の選択肢が増え、子供たちへのより効果的な指導方法や、より充実した学校生活を送るための方策を検討するよい機会になるものと考えます。

義務教育学校は9年間の教育課程の中で、子供たちの学校生活の実態や学習の理解の程度を考慮して、指導する時期と授業時数を柔軟に考えて指導できることや、子供たちの発達段階に応じて、より効果的な教育課程を編成できること、また、小学校から中学校へ進学する際の段差が解消されるなど、義務教育課程におけるよい効果が期待されます。

その一方で、懸念されることとしては、例えば、9年間同じ児童生徒と過ごすことになり、人間関係が固定しやすく、それにより子供たちの学校生活における弊害が生じること、また、小学校卒業という区切りがなくなり、子供たちにとって1つの区切りを超えて成長できたと実感できる機会がなくなるといった、小学校6年間、中学校3年間の学校生活におけるよい効果が失われることも考えられます。

現在の小学校6年、中学校3年の教育課程と、9年間の教育課程として学校を運営する義務教育学校、双方に有益なところと、そうでないところがあるものと思われます。

児童生徒数の減少が見込まれる中で、教育委員会としては、今後も学校の適正配置を検討していくこととなります。その際は、どのような形の学校が望ましいのか、義務教育学校が適切であるかどうかなど、慎重に検討していく必要がありますが、既存の学校の形態が先ほども言いましたが、問題を抱えたものではないということから、現時点では、義務教育学校の設置は考えてございません。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） いじめや不登校、暴力行為の減少、それから児童生徒の規範意識の向上、小学校、中学校の職員間で協力して指導に当たる意識の向上などの成果が報告されているということで、義務教育学校、小中一貫校に関してはですね、デメリットよりメリットのほうがすごい強調されてありますね。私もそう見てて、実際そうだと思います。

中1ギャップってありますけども、6年生から中1に上がる時ですね。そこら辺は先ほど申しあげました小・中、いろいろその先生方の打合せなどなされているっていうことでしたけど。中1ギャップへの対応についてちょっとお知らせ願いたいっていうことと、あと、実は中1ギャップは生徒だけじゃないですよ。先生方にも中1ギャップってのがあるらしいんですよ。やはり中学校、小学校、先生の制度も違いますしね、そこら辺で。

いま中1ギャップに対するお考えは、どういうことでやられていますでしょうか。その先生方の小・中の打合せとかで、こういった内容のものが議論されているか、ちょっとお知らせ願いたい。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 中1ギャップについては、環境が6年生から中学校に上がったときに大きく変わる。例えば、幾つかの小学校からあまり見たことのない友達、いろんな性格の友達が上がってくるので、すぐ何か自分に不利益な、いじめられたとか悪い言葉を言われたとか、そういうので今まではなかったのにと、それで学校に来られなく

なった、行きたくない、いわゆる不登校状態になると。

それから、勉強については、急に教科書が難しい言葉がいっぱい増えてきたと。なかなかついていけない、そういうので悩んでしまう子供がいる。そういうのを総称して中1ギャップと言います。

先生方も、小学校から中学校に上がってきて、中学校のイメージで中学校の先生はいるんですけども、ちょっとう、かわいい1年生が入ってきて、言うこと聞かない、口返す、そういうので、先生たちも最初は戸惑うとそういうことを指すのだとは思いますが、先生方はプロですから、その辺はすぐ解消してしまうと思います。

それから、内容でしたっけ。中学校に上がるとき、6年生の学級担任、それから養護教諭さん、小・中学校、一緒に話し合いをする場合があります。そのときに、一人一人について、カード式が多いとは思いますが、学業について、例えばピアノが得意とか、得意なものを持っているとか、リーダー性があるとか、児童会役員やっていましたとか、そういう細かな情報を交換して、そうですかということで、中学校のほうでそれを考慮して、学級編成ですね、そちらに役立てます。学級にバランスよく、アンバランスにならないように。

勉強できる子ばかり、たまたま開いてみたら、いい子ばかり集まったとか、ピアノやれる子が誰もいないとか、合唱コンクールとかで。そういうときは中学校も困りますので、そういうバランスを取るためのそういう情報交換ですね、でもあります。もちろん、性格とか不登校の傾向とか、時には家族構成まで、そこまで問題が、課題があれば情報交換を行う、そういう内容になっております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 今回このテーマ渡り歩いたわけですけど、いろいろ調べますとですね、県内でも平成25年から三戸町立三戸学園は小中一貫校としてうまくやっている、すばらしい内容です、三戸学園。いや、六戸は来年度です。平成25年から小中一貫校として、三戸の三戸学園。これは多分情報としては、教育長お持ちだと思いますけど。そのホームページも見ましてもですね、もうすごい内容がね、やはりやるべきだと。私、今回の視察の後に行った情報なんですけども、やはりこれは平川市の教育委員会としても検討すべきじゃないかと感じております。

そして、来年度の令和7年から、六戸学園、もう完全な義務教育学校としてスタートしますね。そこら辺の情報多分得ていると思いますけども。要はですね、教育委員会の委員の議事録とか、それからもう1つはですね、小学校適正配置計画など、議事録ちょっとそれには入れてなかったかもしれませんが。いずれ一切、この小中一貫校とか、小中一貫の考え方が、その議事録にはちょっと見なかったんですけども、それは議論されているものですか。その新しい制度については、各教育委員も勉強なさっているものですか、ちょっとお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） この制度ができたあたりには、平川市ではそれについては一切議論とかそういうのはしておりません。必要性が特にございません。先ほど申し上げたとおりの理由になります。

で、義務教育学校が造りやすいのは、もう一気に統合してしまっ、例えば1つの市

町村、1つの町で、じゃあ一気に1つの学校を造りましょうって言ったときに、義務教育学校というのができる、やれる、そういうシステムが平成28年からできたので。それにこう乗っかって、学校幾つもそのままにしておくか、こっちだけ統合するというよりは、もう一気に1つの学校、1つの校舎、その中で校長先生1人、教頭先生1人という義務教育学校、それを造ると大変効率的だし、子供たちの教育にも非常に効果があるんじゃないかと、そういう意味合いからだと思いますので、平川市では特に問題にはしたことはございません。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 確かに議事録、ネットで検索できる程度ですんでね。そういう話題が全然ないのもどうしたんだろうって、聞いて今ちょっと質問させていただきました。

あと、平川市には碓ヶ関で小・中、一応校舎一緒のところありますけど、その現状だけちょっとお知らせください。先生の配置とか、それから授業のやり取りはあるものか、小・中、ちょっとお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 碓ヶ関小中学校は、同じ敷地に1つ造ったほうが、くっつけたほうが効率がよいということで、小中併置校という名前でございます。一貫校とか義務教育学校とかそういう名前じゃなくて、小中併置校。一応全部区分されておまして、小学校は小学校で6年生終わったら卒業、卒業したらお隣の中学校の教室へ行って中学校3年間過ごす。

その中で職員室分かれておりますし、分かれてあったか、たしか一緒か、一緒ですね。その中で、先生たちがお互いの小学校時代の子供の様子聞いたり、そういう情報交換の場。あるいは教科によっては、私得意なので社会科、小学校のほう勉強持ちますよとか、そういうことも中学校の先生が持つ、そういうことも可能で、できる範囲内のそういう教育システムを碓ヶ関小中学校は行っております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 大体予想した内容の答えでありましたけども、最後に市長に、ちょっと申し訳ございません、お伺いしたいと思います。

9年間で平川市の子供たちを育てるっていうのは理想的だっていうことで、いま国の制度もね、こういうふうになっているわけですけども。私は、その適正配置を見ましても、まず子供中心に、子供がね、ある程度的人数が集まって、本当に充実した学習の施設におかなくてはいけないっていう感覚でありますんでね。学校がまだ新しいとかそういう感覚は抜きにして、もうとにかく子供中心で施設を構成する必要があるんじゃないかと。

それとあともう1つはですね、教育長もおっしゃいましたけども、やはり事務方は、教育委員会とか現場の先生方にね、ある制度をつくるためにも、制度丸投げじゃないですけども、事務方はそこまでは考えないですよ。ですんで、これからの新しい制度、これは絶対、この制度はね、もっと増えていくと思いますので、市長はその義務教育のお考えどうでしょう、小中一貫。申し訳ございません、一応市長にもお願いしていただきました。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のその小中一貫校についてですけど、先ほど教育長のほうからも答弁がありました、この小中一貫校を実施している学校の中には、主にいわゆる大規模での統合したところに、導入しやすい形でやられているということであります。

当市におきましては、先ほど教育長も言われましたけれど、いわゆる教育委員会の中でもそういうふうな議論はしておらないというふうに私も認識しておりますので、今後、必要に応じてその辺は対応を考えなければならないのかなというふうには思っています。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） ありがとうございます。大体質問終わりましたけど、いずれこれからは主流になるであろうという、専門家もこうお話になっていますんでね、学校の適正配置とか、それから統合についてもですね、十分検討材料にして平川市の子供たちを育てていかななくてはいけないと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上、この質問これで終わります。

次に、2つ目であります。平川市の森林経営管理制度について、お伺いします。

令和4年3月議会で、私の金屋地区の里山について質問しておりまして、私は会議録はあまり見ないことにしているのですが、同じ内容ですので確認しましたら、意外と確信をついた質問になっておりました。

昭和30年代に、共有林を伐採して尾上中学校の蜂の巣校舎の建設に利用しましたが、跡地5畝歩、5アールですね、500平方メートルに分割して260区画ぐらいですか、それくらいに分割して毎戸に払い下げた場所についての質問を、令和4年3月議会でしております。それが放置林として存在し、野生動物のすみかになっていて、クマのわなが3か所のうち1か所が撤去しましたが、現在2か所にまだあります。

このエリアでツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシがわなに捕まっていて、とらえられていて、カモシカの場合は日常的に確認されます。このことが一歩も前進しておりませんので、繰り返しの質問になります。

1番目、森林経営管理制度の趣旨について、お伺いします。

令和元年から施行の森林経営管理制度に基づき、市のやるべきこととして、令和2年から意向調査を実施しております。まず、森林経営管理制度の趣旨と意向調査の実施状況についてお伺いします。

2つ目です。尾崎地区（金屋小区画分）、今ほど申し上げました小区画分の集約結果について、お知らせ願います。

令和4年度に尾崎地区の意向調査を行いました、このうち金屋地区の山神社周辺5畝歩に払い下げた林地の調査結果について、お知らせください。

3つ目であります。今後の対応について、この意向調査を行った箇所について、市として今後どのような対応をしていくのか、お知らせください

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、森林経営管理制度の趣旨について、お答えをいたします。

森林の多面的機能を維持するためには、適時適切に伐採、造林、保育などの施業を実

施することが重要とされています。

しかし、現状では、多くの森林所有者が林業経営の意欲を持てずにいる一方で、民間事業者の多くが事業規模拡大のための事業地確保を課題として考えており、このような森林所有者と民間事業者との間の連携を構築するための方策が必要とされています。このため、経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐシステムを構築することを目的としたものであります。

当市においては、森林地域を碓ヶ関西部、碓ヶ関東部、碓ヶ関久吉、尾崎、唐竹、切明、小国1と、小国2の8エリアに区分けし、碓ヶ関地域を皮切りに順次、意向調査や現地調査などを行っているところであります。

金屋地区の平川市自然の森周辺林地についての、意向調査の結果及び今後の対応については、経済部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、まず、金屋地区の平川市自然の森周辺の小区画林地の意向調査結果について、お答えいたします。

平川市自然の森周辺の私有林かつ人工林を有する方68名を対象として、令和4年度に意向調査を行い、そのうち59名から回答を得ることができました。

調査項目の6つの質問のうち、今後の管理や整備に係る質問に関しては、委託を希望すると回答した方が50名、自ら管理すると回答した方が9名であり、これにより大部分の方が自分で管理することは困難であると考えていることが分かりました。

次に、金屋地区の平川市自然の森周辺林地についての今後の対応でございますが、意向調査においては、委託希望と回答があった箇所については、まず現地調査を行い、市で経営管理を受託できる場所かどうかの判断を行います。判断基準といたしましては、森林整備作業に使用する車両や重機等の通行が可能かどうか、また、既存の林道等に面している場所かどうかを主なポイントとなります。

この結果、経営管理を受託できると判断した箇所については、所有者と協議の上、森林管理権集積計画や経営管理実施権配分計画の作成など、経営管理委託の手続を進めていくこととなります。

しかし、これまで行ってきた現地調査を踏まえますと、森林経営に適した場所はごく僅かであり、財源となる国の森林環境譲与税を活用して、市が経営管理を受託できるのは、年間1ないし2件程度しか見込めない状況にあります。これは、当市のみならず全国的に同様の課題が顕在化している状況にありますので、今後、国としても制度改正など何らかの動きがあると考えており、今後も国の動向を注視し、適正に対応してまいります。

また、道路に面していないなど、条件の悪い箇所につきましては、森林整備の作業が困難となることが見込まれ、管理を受託することが難しいため、引き続き所有者に管理していただくことになることを想定しております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 68名の方にアンケートもらったっていうことでありますけど、その選択はどうです。もっというはずなんでありまして。

区画は250以上に分割して、そん中ではね、りんご畑にしている人もいますし、野菜畑

にしている人もいますから、そういう人は対象外だと思いますけど。実際、杉の木植えても、そのまま自分の場所も分からない方がいっぱいいるんですけども。そこら辺はアンケート取ってないと思いますけど、よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 令和4年度に行った意向調査につきましては、3.5ヘクタールの箇所のみを対象としてございまして、その所有者の対象ですが、74筆と。で、先ほど申し上げましたとおり、その74筆の対象者がですね、68名としていたところでございます。そのほかの部分は、私手元に資料がございませんので、御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 多分おっしゃった感じで分かりました。5畝歩の人はあまり対象になっていないような感じで受け取りましたんでね。

問題なのは、その5畝歩の箇所なんです。全然自分の場所がどこなのかも分かりません。そして、放置してましてね、今ツタが絡まって中は大変なことになっておりまして、格好の野生動物のすみかになっているわけでありまして。私何回もそういうね、クマのすみかにしないでくださいってお願いはしているんですけども。

じゃあ、その5畝歩のとこどうしましょうね。ちょっと何か市でお考えありますか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私、今その5畝歩の場所なんですけども、中にはですね、その5畝歩の林地も含まれてございまして、その辺は議員御指摘の場所と私が思っている場所が少し差異があるようですので、後日確認させていただければと思いますので、おいでいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） いずれ金屋町会の皆さん集めて、来ていただくという計画はしたんでありますけど、意外となかなか乗ってきませんでした。私のちょっと申し訳ないです。声かけてね、マップを町会センターに掲示して、それから対比になっている写真なんかも掲示したんですけども、それについてはあまり乗ってこなくて。

結構若い人は、それでもね、自分たちが将来これ担っていかなくちゃいけないってことで、若い人はちょっと興味示してくれましたけども、残念ながらそういう状況でありました。

ですけども、問題は、その5畝歩の自然の森周辺と言いましたけど、金屋の人はね、山神社周辺って呼んでますんでね。自然の森休止中で、残念ながら、山神社、古くから伝わる神社を守るためにも、あそこの周辺の整備はぜひやらなくちゃいけないと、そういうやらなくちゃいけないっていう意識はみんな持っているんですけども、さてどうやるかということで。これからのいろいろ、じゃあ市のほうからいろいろな御指導いただいて進められればと思いますので、よろしいでしょうか。いろいろ情報とか提供してくださるものですか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 先ほど私が申し上げました5畝歩のところっていうところなんですけども、意識合わせ、まずはその5畝歩のところと、きちんとアンケート調査を

行っているかっていうところの確認、まずはさせていただきたいと思います。

で、私がいま答弁させていただきました5畝歩のその68名のアンケート調査につきましては、手元の資料ではその5畝歩も含まれているあの場所でございますので、その辺の確認をさせていただいて、今できる限りのことは対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 何か機会、早いうちにつくりたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

実は、私にもその5畝歩の箇所ありましてね、すぐ近くにクマのわなが設置してあります。畑行くにもね、家内には絶対1人で行くなくて、いつも2人で出ているんですけども、そういうクマのわながある中で農作業しなくちゃいけないっていう状況もありますので、ぜひ山の環境整備と一緒に御指導願いたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

3つ目であります。平川市の後期高齢者対策について、質問いたします。

今の6月で私の医療保険も変わり、当初戸惑いもありましたが、なんとか手続も終了し、私の後期高齢者の人生がスタートいたしました。少年老いや早く学成り難し、この次の句はあるっていうのは今まで知らなかったんですけども、もう大体手遅れでありますね。痛感しております。

3月に改定されました第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を見れば平川市の実態はよく分かりますが、事業計画がほとんど継続的なものであり、真新しさに欠けているような気がいたしました。

そこで、質問に入ります。1番目、いきいき生活チェックリストについて。

先日、私の元に平川市いきいき生活チェックリストが届きました。このいきいき生活チェックリストを実施した目的とその活用方法について、お伺いします。

次に、2つ目であります。アクティブ・エイジングの支援について。

アクティブ・エイジングとは、WHOが提唱し、人々が歳を重ねても生活の質が向上するように、健康、参加、安全の機会を最適化するプロセスと定義されています。私の周りの75歳を見ても、皆さん元気であります。これまで高齢者向けに実施している事業では物足らなさを感じておるようで、あまりいろんな事業にも参加したいと思っておりません。

そこで、市が実施したいいきいきチェックリストを活用して、いわゆるアクティブ・エイジングを実施する事業、具体的には、地元で生活している高齢者の生活の質を向上させるための新しい事業の実施を検討してはいいかがかと思います。

現在、市でアクティブ・エイジングを実現するため、既に実施している事業、またはこれから実施を考えている事業があれば、真新しい事業があればお伺いしたいと思います。

3つ目になります。高齢者にやさしいまちづくりについて。

令和5年度に第9期介護保険事業計画や地域福祉計画が策定され、その中で、全ての人が主役、孤立ゼロ、フレイル予防、住み慣れた地域で安心して暮らすなど、様々な高齢者支援に関する内容がうたわれています。

市では、高齢者にやさしいまちづくりについてどのように考えているのか、また、その実現のために実施している事業についてお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員御質問の後期高齢者対策については、健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私から最初に、いきいき生活チェックリストについて、お答えいたします。

このいきいき生活チェックリストの実施目的及び活用方法についてですが、75歳以上の方に対し心身の状態をお伺いし、その状態に合った介護予防事業を御案内させていただくために実施いたしました。

市では、通所型サービスC事業を実施しておりましたが、公募しても人が集まらない、参加者がてんとうむし体操教室等の一般介護予防事業と重複している、毎年同じ方が参加しているなど、事業の行き詰まりを感じていたことから、令和4年度に実施された地域づくり加速化事業により事業の見直しを行いました。

今回送付したチェックリストにより、生活機能が低下した高齢者を早期に発見し、在宅介護支援センター職員やリハビリ専門職等が短期集中的に関わることで、生活上のつまずきを具体的に解決し、元気になるきっかけをつくり出す、新通所型サービスC事業を実施する予定でございます。アンケート結果を集計、対象者の絞り込みを行い、今後実施する事業に活用させていただきます。

次に、アクティブ・エイジングの支援について、お答えします。

アクティブ・エイジングを実現させることは、健康、参加、安全の3つの柱の下、健康寿命を延ばし、全ての人々が老後の生活の質を上げることであると考えております。

この3つの柱に沿って、実施している主な事業を御説明いたしますと、1つ目の柱である健康については、65歳以上を対象に行う一般介護予防事業のほか、健康診査や各種検診の受診率の向上に向けた取組を行っております。また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施により、高齢者が自ら主体的に介護予防や疾病予防・重症化予防に取り組むような環境づくりを健康福祉部内で連携して進めております。

次に、2つ目の柱である参加については、元気な高齢者を増やし、高齢者が活躍できる地域づくりのため、高齢者自らが企画、実施する通いの場の設置に対し、補助金や運営に係る指導、書類作成などの支援を行っております。そのほか、老人クラブやシルバー人材センターに対する補助事業、世代間交流事業など、高齢者が豊かな経験、知識、技能を生かしながら地域づくりやまちづくりに参加し、社会の支え手として活躍できるような事業を実施しております。

最後に、3つ目の柱であります安全については、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるよう、地域包括支援センター、在宅介護支援センターにおける相談体制の充実、相談先としての周知を図るとともに、介護サービスを必要とする人が、いつでも必要なサービスを受けられるよう介護保険制度の適切かつ持続的な運営、介護サービスの充実と質的向上に取り組んでおります。

これから実施を考えている事業につきましては、先ほども答弁いたしました、今年度から改良し、実施する新通所型サービスC事業が挙げられます。今後も、他市町村や先進地での取組等を参考にし、健康寿命を延ばし、高齢者の生活の質を向上させるような事業を進めてまいります。

次に、高齢者にやさしいまちづくりについて、お答えいたします。

地域福祉計画は、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の上位計画になりますので、議員御指摘のとおり、いずれの計画にも高齢者支援に関するスローガンがうたわれております。介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画においては、基本理念を「住み慣れた地域で お互いに支え合いながら 自分らしく暮らせるまちづくり」としております。

高齢化が進行する昨今において、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、保健、医療、介護、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進を図り、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが、高齢者にやさしいまちづくりになるものと考えております。

具体的には、先ほどアクティブ・エイジングの答弁で3つの柱に沿って述べた事業が挙げられます。このほか、令和5年度からは地域包括支援センターの取組を知っていただくため、高齢者やその家族からの介護や健康上の困りごとに対して、薬剤師、栄養士等の専門職が相談に対応する健康相談会を実施しております。

介護保険事業計画をはじめとする計画に基づき、これからも高齢者にやさしいまちづくりを目指してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） ありがとうございます。私の周りの同級生、75歳を見ましてもほとんどまだ元気でね、畑一本でやって、大体農業者なんですね。農業者には定年がないものですから、動けるうちは動いて、駄目になればすたと終わりなんです。意外とデジタル行動してまして、動けるまで動いて、駄目になればばたと辞めると。そういう感じでね、意外と自分はまだ老人の部類に入っていないと思っている人が大体ほとんどのようでね。

先日の高砂の運動会ありましたけども、誘っても誰も参加しません。もうそんなのチャクさいとか、そういう感じでね。もう少し75歳以上の人をこう捕まえるには、もう少しインパクトある事業が必要ではないかと思います。

どうぞこれからもね、いろんなさっきのアンケート、新たな施策、事業は若干見えてこないようでありますけど、その中からもう潜んでいるような、その事業展開できるのありましたら、ぜひやっていただきたいと思います。

まだみんな自分は老人じゃないと、そういう感覚でいま畑に通っていますんでね。そこら辺もとらえて、これからもひとつよろしく願いいたします。

私の質問は、以上で終わらせていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 12番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時10分まで休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、11番、福士 稔議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（福士 稔議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員の一般質問を許可します。

○11番（福士 稔議員） 午後一番の一般質問になります。第3席、ひらかわ市民クラブの福士 稔でございます。今日は2項目について、一問一答方式でお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番目について、りんごの不受精花による現場の状況と今後の対応について、お伺いをいたします。

今年の5月、りんごの開花時期になりますけれども、多くの生産者から、りんごが結実しないと、天候の要因もあったろうと思いますけれども、蜂が飛ばない、通称、農家によってはカラマツと言われる現象が相次ぎました。特に、りんごの主力品種であるふじの受精がうまくいかない不受精花、先ほど述べました通称カラマツであります。

また、この状況を受け、県や関係機関において会議を数回ほど開催したものと聞いております。

それで、これまでの会議の結果から不受精花の要因をどのように捉えているのか、また関係機関とどのような協議を行ってきたのか、内容について伺いたいと思います。

続いて、（2）人工授粉に対する市の考え方について、お伺いいたします。

本年は、りんごの受粉の省力化に大きな役割を果たしているマメコバチが減少及び活動低下し、不受精花発生の要因になったと言われております。マメコバチの再生には相当の期間を要することから、来春のりんご生産に人工授粉への対策が急務だと思われております。一方で、人工授粉に使用する花粉は、中国からの輸入停止に伴い、国内産が品薄で、十分な量を確保することが困難な情勢にあります。

このことから、花粉の自家精選に取り組む必要があるのではと考えますが、これに係る労働力やノウハウの不足が課題であると捉えております。そこで、りんごの人工授粉に対する市の考え方について、伺います。

（3）マメコバチの再生について、お伺いいたします。

先ほど述べましたが、開花時期に蜂が飛ばない、この多くの声を聞いて、私自身もいろんな方面へ調査ではありませんけれども、見学に行かせていただきました。

確かに、平場ではマメコバチがほとんど飛んでおりませんでした。しかし、調査というか見に行ったときの感想を述べますと、山手のほうの奥のほうですね、いま盛んにクマの話しておりますけれども、そういうところは花の開花時期が違いまして、蜂も飛んでおりましたし、そこそこふじに関しては非常に良好な園地もございました。

ただし、相対的に申しますと、平川市においては、ここの平場を含め、黒石、あと碓ヶ関方面の平場では、ほとんどふじの開花が非常に不良であったと、そういうのを記憶してございます。

そのマメコバチが減少した要因は、昨年の猛暑時に巣箱を園地に置いていたことが死因につながっているとも聞いております。マメコバチが減少した原因の特定はされているのか、また、マメコバチの再生に向けた方策について伺います。

次に、マメコバチの再生については農家個人による対応は難しいと考えます。市はこのような状態を鑑みて支援を考えているのか、お伺いいたします。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 福士 稔議員御質問のうち、私からは、不受精花の要因とこれまでの協議内容について、お答えをいたします。

議員御指摘のように、今年のりんごは、主力品種ふじを中心に受精がうまくいかず結実しない不受精花が多く見られました。

不受精花の主な要因としては、ふじの開花時期に高温強風の影響で雌しべが乾燥し受粉しにくくなった可能性や、受粉を担う訪花昆虫であるマメコバチの減少が影響したものと考えられており、場所としては山間部に比べ、平場に被害が多く見られています。

市では、いち早く重要な問題と捉え、不受精花などの課題解決に向け、県主催の会議に担当者を出席させ、情報収集を行うとともに、ＪＡ津軽みらいとマメコバチの再生や花粉及びアシガヤの確保等に関する対策について協議を行ってきたところであります。

人工授粉に対する市の考え方とマメコバチの再生につきましては、経済部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、初めに人工授粉に対する市の考え方について、お答えいたします。

昨年の猛暑等の影響でマメコバチが減少したことにより、これまでマメコバチを使って交配をしてきた農業者には、当面、人工授粉による交配が推奨されます。

しかし、現在は、中国産花粉の輸入が停止し、国産の花粉も入手が難しい状況にあることから、議員御指摘のとおり、農業者自らあるいは地域の農業者全体で花粉の製造に取り組む必要があると考えています。

一方で、花粉の製造に当たっては、花粉の採取から精選に至るまでのノウハウが不足していること、また、良質な花粉を精選するための開やく器などの機械が整備されていないことが課題となっております。

このような中で、ＪＡ津軽みらいでは、開やく器などの人工交配機器の購入経費に対する助成事業を実施しているほか、農業者が摘んできた花を専用の機械にかけて花粉を精選する作業の受託について検討していると伺っております。

市といたしましては、県やりんご協会、ＪＡ津軽みらいなどと連携し、人工授粉に関する啓発と必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、マメコバチが減少した要因等について、お答えいたします。

今年の春に県が実施した調査によると、巣であるアシガヤの中に天敵のコナダニが発生し、マメコバチが成虫の状態で死亡しているのが多く見られたとのことで、昨年の夏の猛暑や冬の異常高温が影響した可能性を挙げておりますが、原因の特定までには至っていないようであります。

マメコバチの再生に向けた方策については、現在、マメコバチを保有している農業者が自らできる取組として、冬季にアシガヤを割って繭を取り出した後、洗浄し放し飼いするなど、原点に立ち返った育成管理、飼養管理を行って増やしていく方法があり、そ

ういった情報を県など各関係機関において啓発しているところです。

マメコバチの再生に係る市の支援はあるのかとの御質問でございますが、国・県の支援が打ち出されていない中、現在のところは、市単独での支援は考えておりません。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 今の説明で大体こう把握したような感じです。私も、JAさんやりんご協会、りんご試験場、いろんな方々からいろんな話を聞かせていただきました。

まず、りんごと言っても、これは今年はふじに関するりんごが一番被害を受けたと。りんごに対する減収分は、先ほどお話にもありましたけれども、りんご共済や収入保険などで補填されますので、その点は私は安心はしております。

しかしながら、来春の再生産に向けたこの交配については、やはりいま部長さんがおっしゃったように急務だと、私はそう思っております。平川市自体は農業が基幹産業ですし、りんごもその大部分を占めております。

やはり市の対策、今これをやれ、あれをやれ、こうすればいいとかは申しませんけれども、やはりその点からしてもやはり何らかのモーションは出すべきなのかなと、そう思います。今の質問に関しては、人工交配とこれから述べますマメコバチですね、この2点になろうかと思えます。

やはりいま農家では、5月、6月にこの騒いだ不受精花、今はほとんどもう口を出して言わなくなったと。それはやはり収入保険とかそういうものがあって補填がされると、そういう安心感もあろうかと思えます。

しかしながら、来年も、今年みたいなまだ開花時の気候が悪かったり、また猛暑とか異常気象などに見舞われた場合は、今後はやはりりんごは今までの作り方ではなかなかやっていけなくなるんじゃないかなと、私はそう思っています。

いろんな形でいろんなものがこう変わっていくわけですがけれども、やはりりんごが占める部分が大きいというのも、非常に私は補助というよりも考える頻度が大きいのかかと、そう思っております。

先ほど部長からちょっとお話ございましたけれども、JAでは、人工交配機、精選機、いろんなものを今、3分の1で補助してやられております。確か8月の30日で終わりと聞いておりますけれども、その内容もだいたい聞いておりますけれども、何か話によれば、市のほうではそういうものに対しては助成は見送ったとは聞いています。

それはそれなりの理由はあろうかと思えますけれども、やはりそういうことも考えながらですね、私は、このりんご産業は今までと違う気候で今度いま作られているわけです。ですから、やはりもうちょっと原因を特定して今後に生かせたらなど、そう思っています。

私もいろんな方面に話を聞かせていただきましたけれども、やはり一番の交配、気候条件もありました。風も強かったです。それもありますけれども、やはりマメコバチの管理が不十分だった。私はそれに尽きると思います。あとは、人工交配は一部の方はやられていますけれども、今はマメコバチが40年ぐらい前からこう育成して、今の現在に増えてきたんですけれども、それによって人工交配という作業がなくなってしまったこと。

ですから、今マメコバチが飛ばないっていうのは、交配ができないということにつながるわけです。

昔であれば、自然交配も結構当てにしていました。私もそうでした。でも、近年の気候の状況を見れば、この開花期の気候によって非常に交配をしても実がつかないと、受精ができないと、そういう年もこれからは増えていくんだろうと思います。

そこで、私は花粉に対しての再質問になりますけれども、先ほど、花粉の安定確保対策事業、こういうものがございます。国では、安定的な生産と供給を図るためにできた制度で花粉安定確保対策事業を実施しております。これにはぜひ取り組むべきと考えますが、まず、この事業内容についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 国の花粉安定確保対策事業について、お答えいたします。

この事業は、海外からの輸入花粉の病害発生等によるリスクを軽減し、国内での花粉の安定生産・供給を図ることを目的に、花粉専用園地の育成のために、花粉専用樹の新植や改植、それに伴う育成管理、機械・施設のリース導入等の取組に対して支援するものであります。

補助率はメニューにより異なりますが、定額または2分の1以内となっており、助成額の上限はございません。対象者につきましては、生産出荷団体や都道府県等となっております。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 専用園地を設けてという事業だと思います。まず、お聞きいたします。こういう事業があるのであれば、私は端的に言って、花粉を取れそうな園地を早急に造ってこれを実施するのもよいのかなと、そう思います。

ただし、それなりの設備を要するのは、多大な金はかかると思いますけれども、平川市を網羅してやるとすれば、かなりの莫大な土地と樹園地が必要なわけです。

今は、近年、放任園もございます。放任園は切るだけです。正直言ってなかなか再生はできない。再生協議会で再生している人もございますけれども。例えばそういう園地を利用してそういうことをやろうとする、そういう考えはあるのか。やれとは言いません、いろんな方策があると思います。その点についていかがですか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 国内での生産体制を整えること、これは非常に重要であると考えており、私ども市でも同様の考えでございます。

この花粉専用園地の整備に当たりましては、花粉の採取から製造に至るまでのノウハウや労働力の確保などの理由から、農業者個人での取組は難しいものと考えており、今後、J A津軽みらいなど関係機関と協議して、その対応の可能性について協議してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） J A等など関係機関で構築して、できれば進めていきたいと、そういう答弁でよろしいですね。それについては分かりました。

それでは、人工授粉に関することに対しては、いまだに個人でやられている方もおりますし、もしそういうことができるのであれば、ぜひとも実施をしていただきたいとい

う願いで、おしまいにしたいと思います。

(3) マメコバチの再生について、幾つか質問をさせていただきます。

まず、アシガヤについてです。国産品が品薄の状態で購入が困難と聞いております。市では、アシガヤに代わる代用品、私もちょこっと見させていただきました。そういうものは考えているのだろうか。そういう対応策は現時点では考えているのでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） アシガヤに代わる代用品の対応策について、お答えいたします。

アシガヤにつきましては、取り扱う業者の高齢化による労働力不足により、製造が追いつかないなどの理由から、国産品が品薄となり、確保が困難な状況にあります。

このような中、J A津軽みらいでは、国産品と同等の品質が確認されたベトナム産のアシガヤを確保できる目途が立ち、8月中旬から予約を受付していると伺っており、これにより、ある程度必要な量が供給されるのではないかと推察しております。

市では、アシガヤの輸入が今後も困難となる事態への備えとして、また、アシガヤを使ったマメコバチの管理に係る労力の軽減を図ることを目的に、市内事業者をマッチングして木材を活用した巣箱を試作しており、来春、県りんご研究所に試作品を提供して実証試験を依頼する予定でございます。

マメコバチの再生には時間を要することが想定されますので、3年後を目標とした長期的な視点で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 分かりました。段ボールでのアシガヤの利用も、前ちょこつとありましたけれども、今それに代わる木のものと、平川市にある業者だと聞いております。

J Aでは、8月中旬からベトナム産のアシガヤ、斡旋しております。私も品物を見に行ってきました。中国産から見れば非常に品質はよいです。ただし、単価が6,000円をちょっと超えます、1箱。

お金よりも、やはり蜂がいないと困るのは農家ですので、これはどう推移するか分かりませんが、ベトナム産に限らず、市でもこの代替品のものは十分にお話をして、できれば新しい産業になるかもしれませんので、その点はよろしくお願ひしたいなと、そう思っております。

それでは、アシガヤについては終わりにして、マメコバチに代わるミツバチなどの訪花昆虫についてちょっとお伺ひいたします。

先ほど申し述べましたとおり、マメコバチがいらない、再生には時間がかかる、その対策としては、マメコバチに代わるミツバチなど、訪花昆虫の利用が考えられます。この点について市はどのように考えているのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） マメコバチに代わるミツバチなど訪花昆虫の利用について、お答えいたします。

ミツバチについては、花粉交配用として販売されていることを把握しており、マメコ

バチに代えて農作業の省力化が図られるものとして期待されているところであります。

しかしながら、ミツバチのデメリットとして、人を刺す恐れがあること、受粉効率はマメコバチと比較して5分の1程度に落ちることなどが挙げられています。また、養蜂業者とのトラブルを回避するため、ミツバチを飼う場合は、県に対して報告が必要となっております。

市といたしましては、ミツバチなど訪花昆虫を利用する場合は、デメリットもあり、それを理解した上で利用されるよう、J A津軽みらいをはじめ、関係機関と連携しながら、市のホームページやSNS等で情報発信に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 話は分かりました。マメコバチに代わる訪花昆虫と言っても、まず私はりんご農家ですので、私から考えると、なかなかそれに匹敵するものはないんだろうと思います。

りんごには関係ないんですけれども、一部ハエですね、ハエ、ブンブンいま飛んでいるハエ、ああいうものを利用して交配しているところもございます。これはりんごではありませんけれども。

テントウムシでも何でも訪花昆虫の中に入るわけなんですけれども、やはりマメコバチは花粉を取って、受粉の率は一番効率のいい訪花昆虫、蜂であると、私はそう思います。

このマメコバチですね、ぜひともやはり再生はさせないといけないと、私自身はそう思っています。もう今から、そうですね、平成元年ですから三十四、五年前には、当時は人工授粉が盛んだったわけです。そのとき、あの一握りのマメコバチ、これを持ってきて、あの当時は農協青年部、りんご支会、それで特定の園地を設けて、3年ぐらいそれを育てたわけです。

そして、増やして、また周りの、あの支会であれば支会で、農協であれば青年部の部員に渡して、そしてこう増やして増やして10年ぐらいで爆発的に増えたわけです。と同時に、交配事業、花粉事業ですね、青年部では交配用のそれこそ花粉をずっとやってきたわけですけれども、マメコバチが増えたおかげで、人工授粉がなくなったと。

いま農家やられている人はそのことは知りません。知らないで、これ大変なんです。最低でも5年や6年、増やすのにはかかります。もし気候がよくても3年は最低かかる。でも、マメコバチに代わる受粉に対する、これはなかなかない。とはいえ、昔みたいにいま皆さん花粉を自家精選して、本当にできるのかなと不安になる人も多いです。

昔は、はっきり言えば、王林の花は3日、4日早いわけです。それを採取して、やくを落として、そして花粉にすると。で、2日ぐらいでできます。それを自分の園地で交配するわけです。

でも、昔は、当時はそれが普通だったんです。それがいま蜂がこれだけ普及してしまったので、今はもうやらないで、その方法さえ知らない生産者の方が多くおります。

ですから、やはり私は、今このマメコバチの再生については、確かに管理不十分でコナダニが増えて死滅をしたと、もちろん猛暑の影響もあったと、それは全部認めますけれども、やはり人間の力ですごいもんで、やろうと思えばできると思うんですよ。ですから、ある程度、市でもそういう方向性に向けて善処していただきたいと、そういうふうには考えております。

マメコバチは、私はどうしても必要になっていくんだろうと思うんです。ですから、いま、いま何かの機会を設けて、そしてまたやれとかって、そういうことは言いませんけれども、基幹が農業ですので、やはり農業に関することは市でもやはり取り入れて、こう前に進んでいただければなと思うのが私の感覚です。

何でもかんでも助成をすればいいというもんでもないし、それは分かるんですけども、りんご生産も、やはり実がならないことには生活ができないわけですので、そこら辺のところをもう少し砕いて、もう一度考え直しても結構ですので。マメコバチの再生についてはさ、私は、やはりJAさんもあるし、協会さんもあるし、みんないろんなところだと思います、県単位でもございますし、あるんですけども、平川市は良品質なりんごを取る地域で有名なわけです。

ですから、やはりそういうところにはもう少し力を入れて、善処して、今の体制よりもいい体制、来年はまた今年のような状態ですとがっかりしてしまいますので、何とかそれを善処して進めていただきたいと、そう思っております。

再質問と言われましても、もう1つ言いたいのは、人工授粉もマメコバチも大事ですけども、この受粉樹、例えばメイポールとか、そういう受粉樹もございます。やはり混植も進めて、やはり中にもこういう被害が最小限に食い止められるような、そういう体制も必要だと思います。

混植、1つのりんごで実になるわけじゃありません。例えば王林なんかは自家受粉が効きますのでりんごはなりますけれども、ほかの品種っていうのはほかの品種でないと実がつかないと、自家受精しないわけです。

ですから、やはりこの人工授粉、それとマメコバチ、やはりこういうものはもう少し将来のことを考えて、作りやすい農業ってへばちょっと語弊があるのかもしれませんが、そういう対策も必要だと思いますので、それらを含めてお願いをして、この不受精に対する一般質問は、1番目は終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、大項目の2番目、尾上分庁舎改修後の運営について、お伺いをいたします。

8月16日の議案説明会、あの中でいろいろ分庁舎の改修のこと、図面でも見えましたし、大体の大筋が見えてきたのかなと、そういうふうに思っております。

今までのこの分庁舎の運営に関しては、いまだかつて、まだその協議には入っていないとのお話でしたけれども、先般のこの実施設計の概要版を見ますと、図書館エリアからカフェですね、読書室、ワーク室からピクニックコーナー、こどもひろば、はいはいひろば、キッズアスレチック、そのほかにも休養のエリアや貸室、図書館のエリア、いろいろあるわけです。

今までの説明ですと、改修工事が今年の12月からやるんでしたっけ、工事そのものは。そう聞いておりますけれども、完成後二、三年は市の直轄で運営をすると、そういうお話でした。

その後、状況を見て、指定管理に移る方向性というのは今までの総務課の説明だったと思います。今回はもう4月の異動で、教育委員会のほうに図書交流・協働マネジメント室と、そういう部署を設けてこの対応に当たると、そう聞いておりますので、併任ではありますけれども、かなりの人数がマネジメント室にいるわけです。

したがって、今までみたいに図書機能を充実させたにぎわいを創出する施設と、そう

いうふうな言い方はやめて、この運営に関する、それをもうやらないと、まだ私は漠然としています。

こういうふうにして、こう示されたものに対して、これをどういうふうにして経営をしていくのか。市の直轄で市がやればどのぐらいの人数が必要なのかね。で、指定管理はどうするのか。そういうこともまだみんな含めて、私はこの今日の図書交流・協働マネジメント室では話をされていると思っているんです。

いま実施設計が完成し、今後改修工事が始まります。改修後の施設において運営方針はどこまで協議されているのか。また、この大きな施設ですね、建物、この運営のためにはどのぐらいの人数をこう想定しているのか、もし協議内容でそういうことがあるんでありましたら、お知らせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 尾上分庁舎改修後の運営についての御質問は、教育委員会事務局より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 私から、尾上分庁舎改修後の運営方針等について、お答えいたします。

議員御承知のとおり、改修後の施設には、図書館、尾上総合支所、多目的ホールなどの生涯学習センター部分のほか、親子の集いのエリア、カフェや貸しオフィスなどを配置する計画ですが、施設全体の管理につきましては、当面の間は市の直営とする方向で協議を進めているところでございます。

運営のための必要な職員数につきましては、現在、平賀図書館では、正職員が2人、会計年度任用職員など7人、合わせて9人の職員が交代で勤務する体制で運用しています。

また、尾上図書館では、正職員1人、会計年度任用職員2人、合わせて3人の職員体制で、必要時には平賀図書館の職員が手伝う形で運用してきたところです。

改修後の尾上分庁舎の図書館は、面積が広くなり、階数も1階から3階までとなる予定ですので、これまでの図書館業務に加えて、2階の親子集いのエリアを観察したり、3階の各学習室などを巡回することを想定しますと、これまで以上の人員が必要になると考えております。

このほか、尾上総合支所の人員配置や、多目的ホールなどの生涯学習センター部分のほか、貸しオフィスなどの貸館業務もありますので、具体的な人員につきましては、今後、必要となる業務や勤務体制などを考慮しながら検討してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 話の内容は把握をいたしました。まだ私はもうちょっと先のほうも考えていただきたいと、そう思っています。今この全体像が見えてきました。

改修工事、15か月間でやられるわけですがけれども、やはり完成したときには、すぐ運営ができるような、そういう形での協議は私は必要だと思います。

その開館の様子を見て、それから指定管理とかいろいろ考えていくようなお話でしたけれども、私がなぜ今このような質問をするかというと、先ほど佐藤 保議員もおっしゃられましたけれども、北海道のうちのほうのひらかわ市民クラブの研修に行ってい

りました。

研修目的としては、室蘭市にあります生涯学習センター、これは尾上分庁舎の活用及び当市における多世代の交流拠点の場の創出に資するということで、研修に行ってきたわけです。

今日ここに、そのパンフレットの中の一部だけ皆さんのほうにこうお出ししていますが、私も、私はここを見て、この施設自体は当時の、当時って今も続いておりますけれども、人口減少の問題に伴いまして小・中学校の統廃合より生じた室蘭市、向陽中学校の跡地に建設された生涯学習センターでございます。

その中の機能としては、図書機能、福祉の増進、青少年育成、市民の社会や文化の集約、子育て支援、それで、それをコンセプトとして、世代や分野を超えた様々な人が集まり出会う多世代交流の拠点づくりとしております。

まず、ここを見て感じたことは、私はやはり尾上の今の改修工事、これは目指すものと一致しているなど。もちろん子供からお年寄りまでをターゲットにしていると思います。今までみたいに、ただ図書機能を充実させたにぎわいだけでは、私にはちょっと不足だなと、そう思うのが私の考え方であります。

この中の内容を説明すれば時間がなくなってしまうので、それは差し控えますけれども、やはり平川市は平川市独自のやり方もあるかと思えます。ちなみに、ここの生涯学習センターきらんは、年間の利用者が33万2,000人、人口は7万6,000人です。そのうちで、年間で33万2,000人も利用していると。

コロナ禍の時代でも22万人ぐらいあったそうです。その現場を見てきました。いろんな設備ございます。

私は、やはりこの尾上分庁舎もこのような形にしていってやらないと大変だなと。尾上地域のためだけでは駄目だし、もちろん平賀も碓ヶ関も近隣の市町村もみんなこぞって遊びに来られるような、そういう施設にしないと、なかなか平川市の人口、今3万人切っています。

その中で、ここの場所でのぎわいを創出するというのは、よほどのことがない限り難しいのかなと。別に反対しているわけじゃありません。こういうことを乗り越えて、もっともっと参集範囲を広げて、もっと大きな施設にしていければなど。私は成功することを願っているんです。

ですから、やはりそういう観点から、この運営方法についてでもですね、やはり今から変更は、その時々で出なければ変更しても構いませんので、やはり基本的な運営の方法は今からやるべきだと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 運営につきましては、いま現在、協働マネジメント班でいろいろ、どういったふうにすればいいかと、まず基本設計、実施設計、こういったものを踏まえてこういう施設を目指しているということで、どういった運用方法がいいかということは現在進めているところではありますが、ただ、いま現在こうだこうだというのは、決まったというものはまだ実際にはございません。

この尾上分庁舎につきましても、整備終わればそれで終わって人が来るというものではありませんので、一応考え方としましては、やはりいま議員の皆様が視察されてきた

ところ、単純に比較はできないと思うんですけども、平川市にも取り入れられる部分というのは多々ありますと思いますので、そういったものは参考にしていきたいと、また、考え方としましては、庁舎改修後、開庁後においてでもですね、例えば市民の方を対象としたワークショップ、これも継続していきますし、また弘前大学とも連携事業、これについても、開庁後についても連携していきますので、実際使ってみてこうだというのと、こういったところと見直したり、こういったことをすればもっと人が来てくれるんじゃないかなということも、そういったことも踏まえましてですね、やはり施設を育てていくというような考え方でいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 分かりました。これから、運営の方法としては、随時そういうことを考えながら進めていくということによろしいですね。

それでは、私から3つほど、1つずつお伺いします。改修後の施設です。施設を運営すれば土日、祝日を休館とするのかしないのか、まず1つずつ伺っていきます。その点についてお伺いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 休館日についてお答えします。

まず、尾上総合支所については、土日、祝日と年末年始の休日が閉庁日となります。

次に、図書館につきましては、毎週月曜日が休館日となっておりますが、祝日に当たる場合は翌日が休館日となります。そのほか、年末年始の6日間、図書を整理するため毎月第4木曜日、それと年に一度の蔵書点検のために、1週間程度の休館日を設けております。なお、ワークスペースや親子集いのエリアは、ここに含まれます。

尾上総合支所と図書館以外の部分につきましては、例えばカフェや休憩スペース、給湯コーナー、貸オフィスなどがあるエリアになりますが、こちらは、尾上総合支所と図書館の両方の休館日が重なる、年末年始の6日間が休館日となる見込みです。

したがって、施設全体としましては、年末年始の6日間を除き、土日、祝日は、常に開館する予定です。

なお、これまで開催してきたワークショップやわくわく会議などの参加者から、休館日は平賀図書館と違う日がいいという意見がありましたので、新たな施設では、年末年始の休館日以外は、平賀図書館と別な日を休館日とするよう検討を進めているところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 分かりました。基本的に土日祝は年末年始も除いては休館しないということで承りました。1つずつと言いましたので、1つずついきます。

今後ですね、指定管理を導入する考えはあるのか。先ほど、2年や3年後には考えるだろうと思いましたが、指定管理でないといけないのかなど。専門業者でも構いません。まだ時期は早いと思うんですけども、この指定管理を導入して、この施設を進めていくのかどうかについてお聞きいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 指定管理者制度は、公共施設の管理を民間企業や

NPO法人等に委任することで、市民の多様なニーズに対応し、各施設の設置目的に沿った運営を実現させる制度でございます。

導入メリットとしましては、施設に民間のノウハウを活用することで市民サービスの向上が期待できる、指定管理者の選定手続を公募とすることで、競争原理による管理コストの軽減が図られ、行政経費の削減が期待できることでございます。

一方、デメリットとしましては、短期間で指定管理者が交代した場合、管理運営のノウハウが蓄積されない、人件費の抑制などコスト削減ばかりが着目された場合、運営の経費が十分確保されず市民サービスの低下が懸念されることです。

こういったことから、先ほどから議員御指摘のとおり施設開庁後につきましては、当面の間は直営管理として、そういった考え方で進めていきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 分かりました。それでは、もう1つだけお聞きいたします。

改修後にはこのような大きな施設ができるわけです。名前はどのような名前になるのか私まだ分かりませんが、先ほど、仮称という名前もありましたけれども、この施設はですね、図書機能を充実させる機能です。もちろん、幼児教育とか学校教育とか、いろんなものに資すると思います。

私が聞きたいのは、この市内の小・中学校の学校教育の場としてこの施設の活用を教育委員会として考えているのかどうか。教育委員会でここを利用して何かをできるのか、そういうものがもし考えているのであればお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 改修後の尾上分庁舎につきましては、市内小・中学校の学校教育の場としての活用につきましては、現時点では、具体的に決まったものではありません。

図書館エリアに設置する読書室には、りんごや農業に関わる本を集めたコーナーや、郷土の歴史に関わる本などのコーナーを設ける予定であり、平川市の基幹産業や歴史を学べる場所として、学校の校外学習などの場としての活用が考えられます。

また、これまで尾上図書館において、小学校の生活科の学習における施設見学や、中学校生徒の職場体験などの受入れを行っており、改修後の尾上分庁舎においても同様の活用が想定されます。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 今の説明で、校外学習の場としても考えると、そういうことです。いろんな使い方があると思います。元々は教育に資するものですので、やはり子供からお年寄りまで、それを網羅したにぎわいを創出するような施設になればいいかと、私もそう思っています。

外資は入れない、当面は市直轄でやると、それはそれで私はいいいと思います。ただし、やはり無計画ではなくて、やはり今もう15か月、12月から15か月あればできるわけです。再来年の2月にはできるわけです。

ですから、やはり今これだけのマネジメント室には協議をする人員がいるわけですので、ぜひともいろんな場面でいろんなこととお話ししながら、よりよい施設になるこ

とをお祈りいたしまして、今日の私の質問は2点、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 11番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

午後2時20分まで休憩といたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、10番、工藤秀一議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（工藤秀一議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員の一般質問を許可します。

○10番（工藤秀一議員） 本日、最後の一般質問となりました、第4席、議席番号10番、ひらかわ市民クラブの工藤秀一です。議長より一般質問の許可を頂きましたので、一問一答方式で順次質問させていただきます。

質問に入る前に、1の（1）町会消滅地区ですが、町会組織が解散し、なくなったとの意味でございますので、誤解される可能性がございますので、訂正できませんでしたので、誤解のないようお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

1 ごみ収集について、（1）町会消滅地区、町会未加入者、ごみ収集の現状と対策について。

令和6年7月4日に開催された碓ヶ関地域まちづくり懇談会において、町会に加入しておられない高齢者の方が、免許返納を考えているが、ごみ集積所まで400メートルほど距離があり困っているとお話がありました。

この方のように町会未加入者が市全体で多数いると思われ、ごみ集積所利用で住民とのトラブルとなる恐れがあり、市全体の問題と考えます。国立環境研究所の全国調査では、約7割の自治体で自治会への非加入者が地域のごみ捨て場を利用できない問題があり、住民間のトラブルが発生するケースが増えているとされております。このようなトラブルが神戸市で最高裁にまで至ったケースがございます。

このことから伺います。当市において、今まで町会が消滅した地区と町会未加入者や未加入世帯が分かりましたらお知らせください。また、町会が消滅した地区と町会未加入者のごみ収集の現状とトラブルはあるのかないのか、あるのであればその内容と対策をお伺いいたします。

（2）介護が必要な高齢者のごみ収集対策について。

環境省によりますと、65歳以上の高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2040年には35.3%に達し、2065年には38.4%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

また、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加するにつれ、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例も増加しており、従来の廃棄物処理体制から高

齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要があるとされております。

このことから、環境省では、全国自治体に高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査を実施しております。今後、高齢化によりごみ出しが困難な住民が増えると回答した自治体が87.1%、いま現在、ごみ出しに困難を抱える高齢者が多くいるが53.3%、ごみ出しが困難な高齢者への支援は自治体が取り組むべき課題であるが54.5%、ごみ出しが困難な高齢者への支援は優先順位が高い課題であるが53.3%となっております。

このことから、ごみ出し支援を行うモデル事業を実施し、調査を分析し、制度設計を検討することとしております。

モデル事業は、青森県内では、五所川原市の直接支援型の委託による支援、むつ市の直接支援型の委託による支援及び福祉部局等サービスによる支援を実施しております。また、モデル事業以外で、弘前市、八戸市が一部個別収集を実施しております。

いろいろ調査を分析し、令和元年度から、市区町村が実施する単身の要介護者、障がい者などのごみ出しが困難な状況にある世帯への、ごみ出し支援に対して特別交付税措置が講じられることとなっております。

当市のごみ収集方法は、町会等の管理による集積所方式であります。近年、集積所が遠く、足腰が悪く、ごみ出しが困難な高齢者の話を聞くことが多くなっております。令和3年第4回定例会で長内秀樹前議員がごみ対策について、ごみ収集について一般質問をされましたが、2年半以上たち、介護を必要とする高齢者世帯が増加していると感じております。

このことから、改めて個別収集などのごみ収集対策のお考えをお伺いいたします。

この2点、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 工藤秀一議員御質問のごみ収集について、お答えをいたします。

家庭から出るごみの収集・運搬・処分は、一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が行う行政サービスの一環であります。

高齢者や、町会解散地区、町会未加入者のごみ収集については、全国的にも課題となっていることは認識しております。

ごみは全ての家庭から出るもので、市は家庭ごみの収集に支障が出ないように適正に実施する必要があると考えております。

詳細につきましては、各担当部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、町会組織が解散した地区と町会未加入者、未加入世帯について、お答えいたします。

最初に、過去5年間で町会が解散した地区は、平賀地域の温川地区、尾上地域の南田地区であり、いずれも令和4年度末をもって町会を解散しております。

次に、町会未加入者、未加入世帯についてですが、まず、町会加入世帯数につきましては、毎年度、各町会へ4月1日現在の加入世帯数を照会しており、令和6年4月1日現在で8,939世帯となっております。町会未加入の世帯数につきましては、住民基本台帳の全世帯数1万2,358世帯から単純に差し引いて求めることができないため、市では正確な数値を把握しておりません。

また、町会未加入者数についても同様に把握しておりませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） 私からは、町会が解散した地区、町会に加入していない世帯のごみの収集状況とトラブル等について、お答えいたします。

初めに、町会が解散した地区の家庭ごみ収集に関しましては、行政サービスに支障を来さないよう、引き続きごみ集積所を利用させていただいております。

ごみ集積所の維持管理については、団体や個人が行っており、今のところトラブル等の話は伺っておりません。

次に、町会に加入していない世帯のごみ収集についてですが、任意団体である町会に加入していないことを理由に、行政サービスの利用を制限することはできないため、当市では、既存のごみ集積所に出すことを認めており、町会等の御理解、御協力により大きなトラブルはございません。

ただし、町会未加入世帯からの問合せの際には、ごみ集積所の修繕や更新、日常の維持管理等に町会の費用と人手が投じられていることから、町会加入の重要性を説明しているところでございます。

しかしながら、町会に加入している方たちからは不公平だという声が出るのは当然のことです。自治体によっては、地域コミュニティの未加入者に対して、ごみ集積所利用料を徴収していたり、ごみ当番を当てたりしているところがあるようですが、その反面、徴収や当番の調整に苦労しているようです。

全国的に自治体財政が厳しい中、当市のように、コスト、時間の効率的な集積所方式を継続する市町村はまだ多く、町会等の協力が不可欠と思っておりますので、今後、その溝を埋めるような対策が必要と考えております。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉活部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、介護が必要な高齢者のごみ収集対策について、お答えいたします。

高齢者のごみの収集対策につきましては、令和4年度に関係部署及び関係機関と協議した経緯がございます。

介護事業・介護予防事業としての展開につきましては、ごみ収集の時間等が定められている中では対応が難しく、市が主導して実施することは困難であるとされました。

また、対象者にあらかじめ配付した証明シールをごみ袋に貼り付けることで、いつでもごみ出しを可能とする仕組みについて検討いたしましたが、町会等の理解と協力が必要となり、対象をどのように確認するかなど、検討課題が複数あり、事業開始まで至っていない状況でございます。

議員よりお話いただきました県内の一部自治体等も参考にしながら、実施の可能性を含め、当市でできる対策について引き続き協議してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） どうもありがとうございます。ごみ出しのほうは未加入者のトラブルはないということで安心しました。あと、高齢者のほうの個別収集なんですけども、令和3年第4回定例会で、この検討すると答弁されてございます。

何ら、こう変わってないと思うんですけども。その検討するということで、まず最初にやらなければならないのが困窮者の調査、これをやらなければどうしようもならないのかなと思うんですけども、その調査そのものはなされたんですか、お伺いします。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉活部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） ごみ出し訪問調査アンケートを実施した経緯がございます。その中でですね、ごみ出しサポート、仮称になりますけれども、そういうサポートがあったら利用したいですかっていうような項目の中に、したいという回答が46.9%あったという調査、アンケートの内容について少しいま紹介しました。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） これから検討するんでしょうけども、46.9%。これだけの方がおられるということはですね、やはりだいぶ高齢者、ごみ出しで困難な方が増えているというふうに実感いたします。

私の地区でですね、ごみ出しが困難で、ごみ屋敷と化したところがございます。その方は、いま現在は施設へ入りましたけども、近くの方も、親戚の方なんですけども、揉めて、ごみ出しに手伝いに行くとけんかになるんだそうです。いいと、構わないでくれと。

結局、ごみ出しの集積所までは100メートルぐらいしかないんですけども、それがもうできないと。ですから、段階的にこう道路に出せる状況の方、本当の玄関先、あとは分別ができないというような方、こういう方のこの調査をしてですね、それに対応した支援策っていうのが考える必要があるのかなというふうに思います。

ぜひですね、このごみ出しのほうはこの調査をぜひ検討するということですので、今後増えると予想されますので、何とぞ早い段階で、いい方法で検討していただければと思います。

あと1つですね、1のほうですけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2では、一般廃棄物の収集は市町村が行うことと義務付けられております。一方、住民は市町村の回収に協力する義務があるとされております。兵庫県の神戸地裁の判決で、令和3年、一審では、ごみ捨て場を利用する権利があると、自治会の対応は違法として、20万円の損害賠償の支払いを命じております。

判決を不服として自治会側が控訴し、令和4年の二審では、自治会側の違法性を認め30万円の損害賠償の支払いを命じましたが、ごみ捨て場の利用する権利は認めませんでした。双方が判決を不服として上告しております。

当市も、町会等の管理による集積所となっております。町会等は厚意で協力しているにすぎず、町会未加入者とのトラブルが原因で訴訟となれば、町会等の存続は難しくなります。

行政としても根本的にいろいろ見直しが必要となると思われますので、この問題に対しては行政としてもしっかりとした対応と対策をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問をさせていただきます。

除雪について、（1）除雪機械オペレーターの現状と対策について。

近年、全国的に人口減少、高齢化が急速に発展する中、各業界において労働力不足が叫ばれるようになっております。担い手不足及び高齢化の問題は、除雪業界においても

同様の状況であるとされております。

これまで地域の道路除雪を担ってきた建設会社は、除雪機械オペレーターの高齢化、若年層の新規雇用の減少、公共事業の減少及び小雪による除雪委託費の減少などにより、道路除雪事業からの撤退、廃業が懸念され、オペレーター不足による冬季道路交通の確保が課題となる恐れがあるとしております。

冬季道路除雪は、除雪重機オペレーターの安全かつ的確に行うための高度な運転操作能力が必要であり、機械の習熟に、長期間を要するとされております。熟練オペレーター不足が懸念されておられます。

そこで、当市の除雪委託業者のオペレーターの年齢構成の現状と今後の対策案があるのか伺います。特に、東部地区においては、個人と契約しておられますが、担い手確保はされておられるのか伺います。また、オペレーターの体調不良時の対策をお伺いいたします。

(2) 深夜からの大雪対策について。

今年2月16日、気象予報では、平川市碓ヶ関の降雪は朝まで20センチから30センチとなっており、深夜遅くから明け方に大雪となり、碓ヶ関地域で28センチの積雪となりました。このような状況は年に二、三回あります。しかし、夜9時時点で、除雪出動基準に満たないため、除雪車の出動はありませんでした。

そのため、住民からは、通勤途中、車同士の交差ができない、坂道が登れない、消防、警察、救急車などの緊急時の不安の声を頂いております。当市の除雪出動基準は、降雪量が10センチ以上の場合、または降雪量が8センチ程度であっても、降雪状況、気象予報等により雪が降り続くことが予想される場合となっております。

また、除雪を終える時刻を午前7時としております。市民生活の安全、安心のため、幹線道路、バス路線など重要な路線だけでも地域の降雪量と状況に応じて除雪対策が必要と考えますが、いかがかお伺いいたします。

(3) 福祉除雪の現状と対策について。

今年度7月、議員研修視察先の江別市では、社会福祉協議会が、除雪が困難な高齢者、要介護者、障がい者など、利用対象者を定めて、玄関から公道まで除雪派遣サービスを実施しております。

利用料金1回約1,500円で、助成金770円、利用者負担金680円で、1シーズン20回まで利用限度としております。

当市の福祉除雪事業は、社会福祉協議会で小規模除雪事業、実施町会に1万円の助成金でありました。令和5年度から市が1万円を上乗せし、計2万円の助成金となっております。報告書を見ますと、利用者が1名で出動回数が1回から、利用者が2名で出動回数が40回。町会等で利用者と出動回数がまちまちで、いろいろと課題があると思われる。

実施されていない町会等の対象者、利用者の申込み先、利用者負担金、利用者の限度回数、回数に応じた支援など、全ての除雪作業困難者が利用できるように改善が必要と考えます。当市の福祉除雪事業の現状と今後の対策についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

(4) 農道除雪対策事業について。

中山間地域の農道除雪は、りんご農家にとって剪定作業のため最も重要で必要不可欠であります。りんご農家も高齢化とともに自力で農道除雪が難しくなっており、共助の農道除雪が必要となり、除雪組合、防除組合等の団体等で、中山間地域等直接支払交付金及び当市の農道除雪対策事業補助金で農道枝線の除雪を行ってきました。

小型ショベル、小型タイヤショベル及びハンドガイロの除雪機は、降雪50センチ以上となれば除雪が難しくなることから、状況に応じて農道除雪を実施しております。中山間地域等直接支払交付金も地区によって交付金に差があり、市からの支援は共助による団体等に大きな影響を及ぼすこととなっております。

しかし、昨年度は、積雪が少ないことから支援はありませんでした。除雪機械の保険、税金、燃料、修理費等を考えれば、農道除雪を実施した団体に支援が必要と考えます。

そのことから、昨年度、農道除雪を実施した団体はあるのか、実施状況を把握してもらえるのか、現状と対策をお伺いいたします。

以上4点、お願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤秀一議員御質問の除雪に関しては、各担当部長から答弁させていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 私からは、市が除雪業務を委託している業者の除雪機械オペレーターの現状と対策についてと、深夜からの大雪対策について、お答えいたします。

当市では、除雪業務を53工区、35者で実施しており、除雪延長は約372キロメートルとなっております。

まず、除雪機械オペレーターの現状ですが、昨年度の助手を含むオペレーターの人数は、220名となっております。年代別に申し上げますと、10代は3名で全体の割合のうち1.4%、20代は23名で10.5%、30代は20名で9%、40代は34名で15.5%、50代は63名で28.6%、60代は56名で25.5%、70代は21名で9.5%となっており、平均年齢は51.7歳となっております。

現在のところ、業者からオペレーターが不足しているとの相談はありませんが、これまで同様今後もオペレーターの確保や若手従業員の育成を要請し、豪雪時でも対応できるよう、2交代制で除雪できる体制を整えるよう指導してまいります。

次に、東部地区についてですが、除雪業務を5工区、5者で実施しており、除雪延長は、約15キロメートルとなっております。

除雪機械オペレーターの現状ですが、昨年度の助手を含むオペレーターの人数は、19名となっております。年代別に申し上げますと30代が1名、40代が1名、50代が2名、60代が12名、70代が3名となっており、平均年齢は63.8歳と全体の平均年齢よりも高く、高齢化が進んでいるものと思われます。しかし、後継者に関する地元からの相談は、受けておりません。

今後、いま以上に高齢化が進み、地元の後継者がいなくなったと考えられる場合には、工区の再編成や業者を派遣するなどの対応をしなくてはならないのではないかと考えております。

また、オペレーターに何かあった場合の対策ですが、除雪作業中の安全管理のため、

助手についても大型特殊免許を取得し、車両系建設機械運転技能講習を修了している者を登録させており、万が一、除雪作業中に何かあったとしても支障を来すことのない対策を取っているところです。

深夜からの大雪対策についてです。当市の出動基準は、降雪量が10センチメートル以上降った場合、降雪量が10センチメートルに満たない8センチメートル程度であっても降雪状況や天気予報により雪が降り続くことが予想される場合、また、吹きだまり等により交通に支障を及ぼすと判断される場合に出動することとしております。

また、作業時間に関しましては、生活道路の交通確保のため、遅くても通勤通学前の午前7時までには除雪作業を終えることとしております

議員御指摘のとおり、深夜から明け方に大雪が降った場合には、午前7時までには全ての路線を除雪することは困難でありますので、除雪業者には、できる限り幹線道路やバス路線などの重要路線を優先して除雪するよう指示していきたいと考えております。

また、除雪車が出動できなかった路線についても、日中のパトロールを行い、交通障害が発生した箇所があれば、状況を確認して早急に対応していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、福祉除雪の現状と対策についての御質問にお答えいたします。初めに、福祉除雪の現状について、お答えいたします。

平川市社会福祉協議会が、福祉除雪として実施している小規模除排雪事業は、要援護者の依頼に応え、間口の除雪を行うなどの地域のボランティア事業であり、参加する各町会に1万円が助成されております。

また、令和5年度より、市からも1万円を追加助成し、地域における共助の仕組みづくりを支援しております。町村合併以来改善を重ねられ、現在の形へと社会福祉協議会が育ててきた事業でございます。

次に、世帯数に応じた支援が必要ではないかとの御質問ですが、昨年度より市が追加助成を行ったように、市からの助成額については今後も検討の余地はあるものと認識しております。

しかしながら、本事業の趣旨は、繰り返しになりますけれども共助の仕組みづくりであり、人件費や燃料費などの直接経費に対する助成ではなく、ボランティア活動に取り組んでいただいていることへの助成であるとの考えから、一律の助成としているものでございます。

今後の対策といたしましては、現在の制度を確立していただいた社会福祉協議会と引き続き連携を図り、ボランティア精神による、困った際には地域で助け合うという共助の仕組みがより一層広がるよう、事業の理解と周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、農道除雪対策事業について、お答えいたします。

この事業は、春先の剪定作業を計画的に行うため、農道除雪を実施する団体へ費用の一部を補助するものでございます。

議員御質問の昨年度に除雪を実施した団体数についてであります。補助対象となる

団体が、平賀地域に9団体、尾上地域に2団体、碓ヶ関地域に2団体の計13団体あり、実施状況について確認したところ、12団体が除雪を実施したとのことであります。

次に、市で実施状況を把握していたのかについては、市では報告を求めているではありませんが、一部の団体からは除雪を実施したとの連絡を受けておりました。

しかし、積雪量が多い碓ヶ関地域の相沢地区、安田地区、四戸橋地区、樋ヶ沢地区において現地調査を行った結果、補助の目安となる50センチメートルの積雪量に達していなかったことが確認されたことから、昨年度は最終的には補助を実施しないという判断に至りました。

今年度につきましては、各地域における積雪の現地調査をしっかりと行うとともに、各団体の実施状況を聞き取るなど情報収集に努め、団体との協力体制を密にしながら、除雪を行った場合は支援してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） （1）の除雪オペレーターの高齢化、大分51.7歳と平均で。これに対しては北海道が一番この懸念されておられるわけですが、札幌市のほうの除雪機械の1人乗り化ということで、こう取り組んでおられます。視覚対策として、モニター類の取付け、後方障害物注意喚起装置等の安全補助装置を取り付けし、1人乗り化を検証しておられます。今後、オペレーター不足となれば、こういうことをまた考えていただければというふうに思います。

次に、（2）でございますけども、降雪量で気象予報のほうに分かりますので、何とか市民生活に影響のないような対策をよろしく願いいたします。

次に、（3）でございます。福祉除雪ですけども、社会福祉協議会でこうやられておられるのは分かるんですけども、この報告書を見ますと、本当にこうまちまちで、1名で10回とか様々なんですよね、1名で1回とかというの。特にこれが一番気になるところでございます。

どういう人を対象としてどこに申し込んでいるのか、何かこう不明な点がございます。本市としても1万円上乗せしておるわけですから、市としてもやはり、何て言うんだかな、回数とその利用者の方の利用ニーズに応じた支援っていうのが、必要なんじゃないのかなというふうに思います。

その辺のことはですね、もう一度、社会福祉協議会との実施ですので、協議会とも協議していただいて、いろいろ改善して、よい方向に考えていただければなというふうに思います。

次にですね、最後の（4）です。高齢者が大分多いんですけども、当地区のほうは。これで高齢者からですね、今年度は農道除雪が行われなかったということで、日陰のところが、雪が残ってありました。で、トラクターで無理やり行って脱輪したというようなことも起きております。

今回は、農道除雪組合のほうで支援がないということで途中でやめました。貸出しをしますから自分でつけてくださいというふうにしましたが、高齢のためにどうしても除雪機械というのが不慣れなんですよね。できないという面もございます。

ぜひですね、高齢者が先祖代々の土地を守りたいということで、体の続く限りこうやっていきたいという方が多いわけですから、その方々のためにもなんとか滞りない支援

のほうをお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 10番、工藤秀一議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、9日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後3時00分 散会

ブックパーク



A 自習スペース

B KooNe (ハイレゾ音響空間)

リラックス効果のある自然の音を、雑誌・新聞コーナー付近で流しています。ハイレゾ音響空間での読書をお楽しみください。

C 貸出・返却カウンター

D 書籍消毒器 (LIVA)

ウイルスの殺菌・消毒、タバコ臭などを消臭・緩和、ほこりなどの除去ができます。

E 読み聞かせのお部屋

読み聞かせやお楽しみ会などを行います。通常は、靴を脱いでゆっくりお子さんに本を読んだりして過ごせます。円形で大きな窓に囲まれた読書を楽しめる空間です。

F 多目的トイレ

G 夜間本返却口

H カフェコーナー





I プレイコート (18:00~20:00 一般開放)

17:00 までは、子ども限定の軽運動スペース。
18:00以降は一般向けでバスケットボール (3on3)、卓球、バドミントン等を楽しめます。

J ボルダリング壁、ロープクライミング壁

オートビレイ機で高さ約8メートルまでクライミングが楽しめます。(体重 20kg 以上。)

K 休憩スペース

アイス、ジュースの自販機を設置。お弁当持ち込み可。ピクニック気分でお楽しみ下さい。

L 乳幼児ゾーン

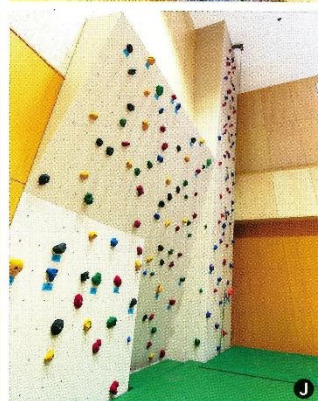
2才児以下のおさんが安心して遊べるスペース。おもつ替え室、授乳室あり。

M 遊戯スペース

大型ネット遊具、ネットつり橋、エアー遊具、デジタルボルダリング、ままごとハウスなど設置。

N 交流ひろば

気軽に訪れて交流できるフリーな空間です。



キッズパーク



V 会議スペース（無料）

市民団体の運営会議等にご利用下さい。ご利用の際は団体登録をお願いします。

展示スペース（無料）

市民活動の発表の場としてご利用いただけます。（要申込）

W 印刷室

印刷機・コピー機・ラミネーター（有料）、紙折り機（無料）などを設置。受付ではパソコンも利用できます。

※非営利活動に関わる印刷物が対象です。

X 子ども用屋外遊具（無料）

天気の良い日は外で元気に遊びましょう。すべり台、つり橋などを備えた楽しい遊具です。

Y 大人向け健康遊具（無料）

柔軟性測定、ストレッチ、筋力アップなど6種類の運動が出来るコンビネーション遊具です。健康維持にご活用下さい。

Z 屋上太陽光発電システム

環境負荷低減と共に施設全体の電力費用の削減を、また地下には地中熱ヒートポンプを設置し、冷暖房費の削減を図っています。



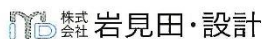
指定管理者



総合施設管理
日興美装工業株式会社
NIKKO BISO KOGYO CO., LTD.
日興美装工業株式会社（代表企業）
〒001-0019 札幌市北区北19条西4丁目1番21号
日興美装ビル ☎011-726-8161



藤川建設株式会社
〒050-0083 室蘭市東町3丁目20番7号
☎0143-46-1371



株式会社岩見田・設計
〒060-0005 札幌市中央区北5条西10丁目5番1号
☎011-261-2468



株式会社図書館流通センター
〒112-8632 東京都文京区大塚3丁目1番1号
☎03-3943-2221



株式会社こどもクラブ
〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3番
札幌MNビル5F ☎011-221-5751



株式会社日鉄コミュニティ 室蘭営業所
〒050-0075 室蘭市中島本町1丁目4番4号
MORUE 中島A棟2階 ☎0143-45-0633

NPO法人 室蘭NPO支援センター

〒051-0011 室蘭市中央町2丁目8番10号
☎0143-57-4172

付帯事業実施企業



ルートインジャパン株式会社
〒140-0014 東京都品川区大井1丁目35番3号
☎03-3777-5515



貸 室	0143-83-7750	9:00～22:00	年末年始（12/29～1/3、全館閉館）
市民活動センター	0143-83-7751	9:00～21:00	日曜日・祝日
キッズパーク	0143-83-7752	10:00～17:00	毎週火曜日（※祝日、夏休み・冬休み期間は除く）
プレイコート（一般開放）	0143-83-7752	18:00～20:00	毎週火曜日（※祝日、夏休み・冬休み期間は除く）
ブックパーク	0143-83-7753	10:00～20:00	毎月最終平日



■ JRをご利用の場合

JR 東室蘭駅西口より徒歩 9 分（700m）

■ 車をご利用の場合

札幌中心部より約 1 時間 45 分（道央道経由、132km）
新千歳空港より約 1 時間（道央道経由、88km）
登別温泉より約 30 分（道央道経由、26km）
洞爺湖温泉より約 45 分（道央道経由、43km）

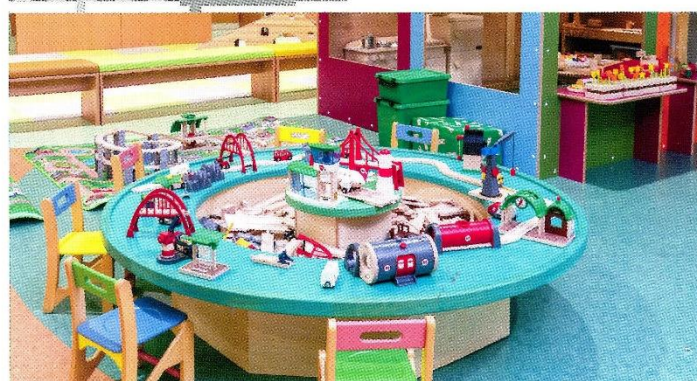
■ 駐車場

150 台収容可能（ルートイン駐車場と共用）

【駐車料金】

室蘭市生涯学習センター利用者は無料。

（注）センター内駐車券認証機を通してください。



室蘭市生涯学習センター・きらん
〒050-0074 北海道室蘭市中島町2丁目22-1
電話：0143-83-7750（代表）
HP：http://murooran-kiran.net



室蘭市生涯学習センター・きらん